

第3期飯塚市地域福祉計画 行政（公助）取り組み状況

資料1-1

基本目標1	お互いを大切にし合うひとづくり
活動目標(1)	互いに支えあう意識の醸成
具体的な取組①	人権意識の啓発を基盤とした福祉意識の向上

《主な関連施策》
1. 人権教育・啓発や男女共同参画推進にかかる研修会・講演会の開催
2. 福祉教育を学ぶ機会の提供

《具体的な取り組み》

- 人権教育・啓発や男女共同参画推進のための講演会や学習会等を開催し、市民の積極的な参加を促進し、理解が深まるよう啓発に努めます。
- 意識啓発については、誰もが考える身近な課題やテーマを取り入れるとともに、情報発信の方法についても、SNSを積極的に活用します。
- 学校教育、社会教育など、市民のライフステージに応じた様々な機会を捉え、人権問題・福祉問題の意識向上に努めます。
- 一人ひとりの違いを認め、誰もが自分らしく暮らせる地域社会の実現のため、多様な性のあり方への理解やより適切な対応を促すことを目的に、情報提供や研修の実施など普及啓発に取り組みます。

No	所管課	令和6年度実施状況	令和7年度 事業方向性	問題点や今後の事業の方向性と課題	成果指標
1	人事課	<p>●市職員への研修 【所内研修】 ①各課人権問題職場研修 受講者数：908名 ②全職員研修会（集合研修及び録画動画視聴研修） 受講者数：844名 ③手話研修（全7回） 受講者数：19名 ※講師：飯塚市聴覚障害者協会 ※対象者：主に窓口対応を行う職員（手話初心者） ④職場内人権推進員研修 i) 動画視聴研修 受講者数：78名 ※動画視聴研修（障がいのある方の人権をテーマ） ii) 集合研修 受講者数：73名 ※精神・発達障害者しごとサポーター養成講座 【派遣研修等】 ①人権同和派遣研修 受講者数：14名 ②飯塚市部落解放研究集会～人権フェスティバル：131名</p>	現状維持	受講者の研修負担過多ならないよう、関係部署との連携をより一層図るとともに、研修時期や研修方法について検討する。 動画視聴研修の受講管理（視聴管理）とその研修効果の把握について検討する。	-
2	人権・同和政策課	<p>●人権にかかる講演会・研修会の開催 ①同和問題啓発強調月間講演会【12箇所、12回】 745人 ②飯塚市部落解放研究集会【10月12日】 620人 ③自治会・各種団体等研修会【223回】 7,416人 ④企業人権研修会【37回】</p>	拡充	昨年同様、①の講演会を市内の各交流センター（12箇所）で行い、②～④の講演会・研修会についても、回数の増加や参加者の増加を目標に、啓発の機会を増やしていく。 講演会・研修の新規参加者の獲得が課題である。	研修会、講演会等 開催回数・参加者数 (No.1)
3	人権・同和政策課	<p>●人権啓発推進事業 ①地域交流事業・高齢者生活支援事業（68回） 参加者数：1,158人 ②各種相談事業・サークル活動支援・その他事業等（435回） 参加者数：2,565人</p>	現状維持	各事業一回当たりの参加者をいかに増やしていくかが課題である。 内容や開催の時間帯などの検討を行い、より参加しやすく参加者が満足する教室や行事になるよう検討を行う。	-
4	人権・同和政策課	<p>●市報、街頭啓発等による人権問題等啓発事業 ①市民街頭啓発 ②市報掲載「人権いいづか ぬくもり」【年6回】 ③啓発冊子「人権いいづか特集号」【12月発行】</p>	現状維持	街頭啓発では、広く市民に講演会に足を運んでもらうために多くの人が集まる場所で啓発を行っていく。 市報掲載・啓発冊子については、人権問題に关心を持ってもらえるように、編集会議で綿密な協議を行い、理解しやすい紙面作りを行う。	-
5	男女共同参画推進課	<p>●男女共同参画推進のための講演会・各種講座等の開催 市民への男女共同参画の意識啓発のため男女共同参画推進センター等で、講座、講演会等を開催した。 ①サンクスフォーラム 参加人数194名 ②男女対象啓発講座（8回） 参加者数 990人 ③補助金交付団体との共催事業（5講座） 参加者数 251人 ④出前講座（17回） 参加者数 386人</p>	現状維持	啓発講座について、従来から実施している参加申込型の実施に加え、「二十歳を祝う会（旧：成人式）」の中で講演会を実施した。 また、出前講座については、昨年度に引き続き各種団体が開催する会議終了後等に出前講座を実施した。 両講座とも多くの市民に男女共同参画を触れる機会を得られるよう実施手法等を考えていきたい。	サンクスフォーラム 参加人数 (No.2)
6	男女共同参画推進課	<p>●広報等による男女共同参画の意識啓発 ①情報サンクス・・・紙媒体から市報3月号に掲載し全戸配布。 ②市報6月号で「男女共同参画週間」で特集掲載 「女性人材バンク登録者募集」「男女共同参画オブズパーソン」 ③市報11月号「女性に対する暴力をなくす運動期間」「DVや性暴力に悩んでいる方へ相談先機関の紹介」 ④「男女共同参画週間」（6月）及び「女性に対する暴力をなくす運動」（11月）期間に、本庁、4支所及び中央公民館と12地区交流センター、各人権啓発センター、各図書館、イオン穂波店市PRブース、市民交流プラザ、穂波総合福祉センターにおいて啓発パネル（各期間2枚ずつ）を掲示</p>	現状維持	男女共同参画意識啓発については、性別年代に関係なく幅広く訴えかけていく必要があるが、学校・職場・家庭・地域のそれぞれの場面で効果的な啓発するためには、それぞれに対応した啓発手法が必要だと考えている。今後もそれらの手法を構築するため、あらゆる角度から検討していきたい。	-
7	保育課	<p>●保育所・こども園・幼稚園における男女共同参画教育の推進 ①公立の保育所長・こども園長を男女共同参画推進員に選任し、研修会へ参加した。 ②公立保育所・こども園では、絵本の読み聞かせや日々の保育を通して、性別による固定的な役割分業意識を、植え付けることがないように配慮し保育を行った。 ③公立保育所・こども園では職員が研修会に積極的に参加し、園児に対して、性別による固定的な役割分業意識を植え付けることがないように配慮して保育を行った。</p>	現状維持	特記事項なし	-
8	保育課	<p>●保育所・こども園・幼稚園における世代間交流事業 公立保育所・こども園において、地域の祭りや行事等への作品出展を行った。</p>	現状維持	特記事項なし	-

No	所管課	令和6年度実施状況	令和7年度事業方向性	問題点や今後の事業の方向性と課題	成果指標
9	保育課	<p>●人権に関する保育指導の実施</p> <p>①公立保育所・こども園（公立保育所3園・こども園2園） 人権に関する保育指導や家庭支援保育士による訪問指導を年に各園3回実施</p> <p>②保育所・こども園 絵本の読み聞かせや日々の保育を通して、「人権を大切にする心を育てる」保育を実施</p> <p>③公立保育所・こども園の職員対象に人権研修を実施した。</p>	現状維持	特記事項なし	-
10	社会・障がい者福祉課／健幸保健課	<p>●みんなの健幸・福祉のつどい 社会・障がい者福祉課の「福祉のつどい」と健幸保健課の「健康展」との併催事業として開催。 令和6年度は福岡県の「健康21世紀福岡県大会」「福岡県 救急の日のつどい」と合同開催することで、事業内容を大幅に拡大・拡充して開催した。 日時：令和6年10月14日(月・祝) 9：30～15：30 場所：飯塚市総合体育館 来場者数：約4,000人 【主なトピックス】 ・メインゲストに松田 宣浩氏を招聘したことやスポーツイベントを拡充したこと、例年以上にファミリー層の来場が多く見られた。 ・お楽しみ抽選会を導入し、集客数と滞在時間の向上に努めた。 ・10～11月開催の他イベントと連携した広報10月号にイベント特集を掲載。 ・検(健)診バスを会場内に配置し、当日申込も可能な検(健)診の開催。 ・医師会主催の講演会を同日開催し、事業の連動性を高めた。</p>	縮小	<p>【R6の課題】 ・関係者駐車場の車室枠外に駐車した一般車両があり、出庫に支障が生じた。 ・アリーナ内に敷いた養生シートに浮きが生じ、つまづく来場者が散見された。 ・資料配布の重複を防止するために受付を1ヶ所としたことで、受付場所の問合せが多数発生した。 ・受付の場所がわからず、体育館の事務所に問合せする来場者が散見された。 ・キッチンカーに行列ができ食事の提供に時間を要した。</p> <p>【R7の方向性】 ・駐車場管理については警備スタッフを常駐させるなど、管理を強化する。 ・飲食ブースについてはバザーコーナーとの調和や親和性を考慮した配置を検討する。 ・次回は県との合同開催ではなくなるため、みんなの健幸・福祉のつどい単独で魅力ある事業とできるよう、内容のブラッシュアップを検討する。</p>	-
11	社会・障がい者福祉課	<p>●障がい者の人権啓発</p> <p>①「障がい者週間」に合わせ、市報12月号で、障がい者に対する理解促進について特集（2頁）を掲載</p> <p>②「障がい者週間」の横断幕を庁舎に掲示した</p> <p>③障がい者団体等を紹介するパネル展示を行った</p>	現状維持	研修会や展示など、今後も市民が参加しやすい環境づくりや、理解促進につながるような啓発を工夫していく。	-
12	学校教育課	<p>●市民・教育関係者を対象にした発達障がいに関する研修 「飯塚市発達障がい研修会」 日時：令和6年9月5日 18：20～20:00 会場：コスモスコモン中ホール 内容：発達が気になる子どもの理解とサポートについて講演 講演者：保育所等訪問支援事業所 管理者高橋知義氏 参加者：292名 (学校・児童クラブ・こども園・幼稚園・保育所(園)・療育施設事業所の職員、保護者・地域住民・行政関係者など) 成果：発達障がいについての理解が深まり、各関係機関が連携しながら子どもたちへの支援を行っていくための具体策を提示していただく内容であった。関係職員の指導力の向上及び参加者の発達障がいへの理解に資する研修となった。</p>	休・廃止	<p>本研修は開始から20年を経過し、学校をはじめ教育機関・関係機関の職員にとつては発達がいの理解は年々深まってきた。各学校や各機関での類似する内容の研修会も数多く実施され、リモートによる研修も含め、研修の機会は増えてきている。また、職員の働き方改革を進める現状において、平日夜の集合研修については見直しの時期にきている。</p> <p>一方、インクルーシブ社会の構築に向けて、特別支援教育の推進については一層進めていく必要があり、市民への啓発も図っていくことが必要である。</p> <p>そこで、これまでの形態・内容での「発達障がい研修会」を廃止し、別の形態・内容での研修・関係者会議等を実施するか、あるいは市民への啓発を図るリーフレット等の作成・配布・HPへの掲載をおこなうなど、別の方針での特別支援教育の理解に係る啓発の在り方を検討したい。</p>	-
13	学校教育課	<p>●教職員に対する人権に関する研修</p> <p>①管理職人権教育研修会 ②人権教育担当者研修会 ③市内全教職員対象研修会 ※①、③については、分科会形式で実施した。 ※②人権教育担当者研修会については年間11回実施し、充実した研修会となった。</p>	現状維持	<p>①③については、令和7年度も分科会形式での実施を予定しているが、キャリアステージに応じた分科会設定等、研修内容の工夫が必要である。</p> <p>②の研修会の中では、新たな研究テーマを設定し、2部会（5グループ）に分かれ、部落差別解消に向けた教育内容の研究を行っている。令和7年度も年間11回の実施を予定しているが、研究した成果物の活用と改善が課題である。</p>	-

基本目標1	お互いを大切にし合うひとづくり
活動目標(2)	住民主体の地域福祉の推進
具体的な取組①	自治会等の地域活動の促進

《主な関連施策》
1. 自治会への加入促進支援
2. 地域福祉や地域活動への意識啓発

《具体的な取り組み》

- 地域活動の基盤となる自治会の活動を支援します。
- 自治会が主体となり、行政が協力しながら、今後の地域のあり方の方向性を検討していきます。
- 「広報いいづか」等の情報媒体を通じて、地域活動に参加し、みんなで地域をつくる意識の醸成を行います。

No	所管課	令和6年度実施状況	令和7年度事業方向性	問題点や今後の事業の方向性と課題	成果指標
14	市民課 ／まちづくり推進課	<p>●自治会への加入促進</p> <p>《市民課》 転入及び転居の手続き等の際に住所地の自治会名・隣組名をお知らせするとともに、自治会加入促進のチラシを配付し自治会加入についての案内を行った。また、窓口で詳しい説明が必要な際には、まちづくり推進課へ説明を依頼するなど、加入促進に努めた。</p> <p>《まちづくり推進課》 自治会加入率 48.48%（2024年5月） 休日開庁日にあわせて、専用窓口を設けて、転入、転居者にパンフレット及び啓発物品を配付し、加入促進に努めた。 自治会連合会の自治会加入促進専門部会の啓発活動を支援した。 市職員は率先して地域活動へ参加していくよう、職員向けの啓発を行った。 市主催のイベントにおいて啓発活動を実施した。 令和5年度に制作した自治会加入促進啓発動画「自治会のうた」をさらに啓発していくため「自治会のうたポスター」を作成し市内各所（交流センター等）へ掲示した。 若い世代へ自治会の重要性を認識してもらうため、自治会長と共に市内小学校（2校）で「自治会出前授業」を開催した。</p>	拡充	<p>《市民課》 今後も転居及び転入の手続きの際に、チラシの配布やまちづくり推進課との連携した案内等、自治会加入促進に努める。</p> <p>《まちづくり推進課》</p> <p>■ 問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> ①自治会加入率の低下が進み、地域活動の担い手が減少している。 ②自治会の役割や意義が住民に十分伝わっておらず、特に若い世代の関心が低い。 <p>■ 今後の事業の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ①PR動画「自治会のうた」や公式SNSを活用し、自治会の魅力を分かりやすく発信する。 ②交流センター主催イベントでの啓発（ポスター掲示、動画放映、のぼり旗活用）を継続的に行う。 ③「訪問承諾書」受付など、加入希望者に対応する窓口体制を整える。 ④各支部が自主的に啓発活動を企画・実施できるよう、交流センター職員への研修や支援を行う。 ⑤自治会関係者が気軽に相談できる環境づくりを進める。 <p>■ 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ①若年層や多様な世帯に響く、柔軟で親しみやすい情報発信の工夫。 ②地域による活動差を解消し、全体として一体感ある取組を行う仕組みづくり。 ③啓発活動を一過性で終わらせず、継続的に実施していくための人材と体制の確保。 	自治会加入率 (No.3)

基本目標1	お互いを大切にし合うひとづくり
活動目標(2)	住民主体の地域福祉の推進
具体的な取組②	ボランティア活動や市民活動への参加促進

《主な関連施策》	3. 生涯学習ボランティアネットワーク事業の実施
1. ボランティア養成講座等の育成 2. ファミリー・サポート・センター事業の実施	

《具体的な取り組み》

- ボランティア団体等に関する情報を、広く市民に発信し、市民の参加や協力を呼びかけます。
- ボランティア活動や市民活動などを担う人材の育成と継続的な活動のための支援を行います。
- 支援を必要とする人とボランティアをしたい人をつなぐコーディネート機能を強化することで、適切に支援につなげていきます。

No	所管課	令和6年度実施状況	令和7年度事業方向性	問題点や今後の事業の方向性と課題	成果指標
15	情報管理課 ／生涯学習課	<p>●市報・ホームページ等による情報提供</p> <p>《情報管理課》 広報いいづかや市HPに「音声訳(朗読)ボランティア養成講座」「手話奉仕員・認知症サポートー養成講座」「ファミリー・サポート・センター事業」などの情報掲載を行った。 また、市民向け手話講座については、SNSを使って講座募集を案内、LINEの予約機能（電子申請）を使った手話講座申込を受け付けるなどして利用者の利便性に寄与した。</p> <p>《生涯学習課》 各種事業において、市報や各交流センター報に掲載の依頼を行い、市民に向けて情報発信を行った。 また、講座・教室においては、SNSを使用した募集案内や電子申請の併用を取り入れるなど、ニーズに併せて利便性を高めた。</p>	拡充	<p>《情報管理課》 今後も広報いいづか・ホームページ・SNSを活用し、幅広い層へ情報の提供を行っていく。</p> <p>《生涯学習課》 今後も市報やホームページを通して、市民に向けて情報発信を行うとともに、ニーズに応じた提供を行っていく。 また、SNSを使用した募集案内や電子申請を実施していく。</p>	-
16	国際政策課	<p>●青少年ボランティアの育成</p> <p>中高生ボランティア団体であるいいづか人材育成グループ『ユリシス』の活動を通して、地域交流センター活動・地域団体活動・市主催事業等の各種活動を支援した。 ・活動実績 年 31 回／延べ 150 人参加</p>	拡充	OB・OGによる運営を目指しているが、進学や就職、家庭の事情等により参加が一部の学生に限られているのが現状である。また、出欠確認の手紙の返信率も100%ではない状況である。そのため、毎月の会報送付やイベントの参加者集計方法等を郵送からメールへの変更を検討しており、今後学生メンバーの意向の確認を行う。今年度も活動への参加者数の増加を目指す。	-

No	所管課	令和6年度実施状況	令和7年度事業方向性	問題点や今後の事業の方向性と課題	成果指標
17	高齢者支援課	<ul style="list-style-type: none"> ●フレイル予防事業 フレイル予防センター養成者数 <ul style="list-style-type: none"> ・フレイル予防教室：市内13地区でフレイル予防教室を実施 ・フレイルチェック開催回数：26回 ・フレイル予防センター養成講座：7月、11月のそれぞれ1回ずつ開催 ・フレイル予防サポーターステップアップ研修：1月 ・フレイル予防啓発イベント：市民公開講座7月、イオン穂波店（1階セントラルコート）で10月、福祉のつどい10月、コスモスモモンで2月に開催。フレイルチェックやフレイル普及啓発チラシの配布、フレイル予防サポーターによるステージイベント等を実施 	拡充	センター活動の自主運営に向けた体制整備として、組織化の検討を行う。また、センターの高齢化であることから新規センターの養成に向けて周知を行っていく必要がある。	フレイル予防センター養成者数（No.8）
18	こども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> ●ファミリー・サポート・センター事業 地域において育児の援助を行いたい者「まかせて会員」と育児の援助を受けたい者「おねがい会員」が行う会員制の相互援助活動で、地域での子育て支援をめざす。事務局は、会員の登録や研修、会員同士の調整や交流をサポートした。 ・R7年3月末会員数 計420人 おねがい会員249人、まかせて会員139人、どっちも会員32人 ・利用実績 延べ349件 ・会員登録講習会の実施（年2回（9月、12月）） 	現状維持	相互扶助の精神で成り立つ事業のため任せて会員の増加に鈍化がみられる。今後も工夫しながら事業の周知を行い、子育てのサポートができる体制づくり・環境づくりを継続して行い、会員増加につなげることで、地域での子育て支援を充実させる。	まかせて会員・どっちも会員の登録者数（No.5）
19	高齢者支援課	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症センター養成講座 認知症センター養成講座を17回開催し、延べ612人が受講されており、地域において認知症に関する理解の普及を促進した。また、フォローアップ研修を1回開催し、10名が受講した。 	拡充	認知症基本法が施行され、認知症に対する普及啓発は重要である。また、受講者の約半数が70代以上であることから、学生や企業など幅広い年齢層に講座を受講してもらい、様々な年代のセンターを増やしていく必要がある。	-
20	社会・障がい者福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア・NPO等養成講座の開催 ①手話奉仕員養成講座 年42回開催 入門編37人、基礎編 35人受講 ②さわやかスポーツ 9月29日（日） サンアビリティーズいいづか ③療育キャンプ 11月24日（日） 日帰り 日田方面 ④ふれあいスクーリング 7月21日（日） 麻生塾ボウル 	現状維持	今後もボランティア団体等に関する情報を、広く市民に発信し、市民の参加や協力を呼びかけていく。	-
21	社会・障がい者福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ●意思疎通支援事業 意思疎通支援者派遣事業は、障がいのために意思疎通を図るために支障がある聴覚障がい者等の求める支援に手話通訳者を派遣し、意思疎通を仲介することで、障がい者の自立と社会参加を促進することを目的とする。 手話奉仕員養成講座は、日常生活程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための講座を開催し意思疎通支援の向上を図る。 ・意思疎通支援者派遣延対応件数 R4：546件、R5：592件、R6：658件 ・養成講座 入門編終了者数 R4：25人、R5：32人、R6：35人 ・養成講座 基礎編終了者数 R4：19人、R5：24人、R6：33人 	現状維持	今後もボランティア活動や市民活動などを担う人材の育成と継続的な活動のための支援を行っていく。	-
22	社会・障がい者福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ●手話言語啓発事業 手話が言語であることを理解し啓発するために、飯塚市聴覚障害者協会と飯塚市手話の会とともに市民や市内事業所を対象として、手話講座や講演会等の啓発活動を行う。 ・市民向け手話講座の受講人数 R4：324人、R5：255人、R6：160人 ・手話言語啓発講演会の参加人数 R4：145人、R5：126人、R6：150人 	現状維持	今後も飯塚市聴覚障害者協会と飯塚市手話の会とともに市民や市内事業所を対象として、手話講座や講演会等の啓発活動を行っていく。	-
23	社会・障がい者福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ●特別支援学校実習生の受け入れ 令和6年度は、5名実習生を受け入れた。 	現状維持	引き続き、特別支援学校の担当教員と連携をとり、希望する実習生を受け入れる。	-
24	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ●e-マナビ事業（指導者） e - マナビの教室や受講生の増加を目指し、より多くの市民に周知するため、「e - マナビ通信」の年2回の全戸配布を内容の見直しを行いながら実施した。 また、ホームページのリニューアルに着手し、新たな運用を開始した。 ・開講学級：32学級（前年比 10学級減） ・学級開催回数：806回（前年比 127回減） ・学習者数：6,387名（前年比 840名減） 	拡充	e - マナビ事業をより多くの市民に周知するためには、今後も広報活動の強化と更なる情報提供の拡充を図る必要がある。教室数及び学級数の減少により、予算運用が大変厳しくなってきてはいるが、そのような状況で実施できる運営委員や広報委員と協議を行いながら、広報活動の検討を進めていく。	指導者数 学級数（No.7）
25	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ●熟年者マナビ塾 自主学習や、学校支援活動を通して、熟年者が仲間とともに、心身ともに健全で社会に必要とされる高齢期を過ごすことを目的とした活動の場を設けることができた。 ・市内小学校15校 塾生121名 	拡充	現在3つの小学校で塾生不在のため塾が休止状態となっている。広報活動等により、塾生（参加者）の確保、塾の再開を目指す。	-
26	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ●生涯学習ボランティアネットワーク 学校や児童クラブ、保育所、幼稚園、交流センター等における学習活動のための指導者を確保・登録・養成し、要望に応じて派遣した。 ・登録者数 2,020 名 派遣回数 3,310 回（延べ派遣人数 3,310 人） 	現状維持	有償ボランティアであるレボラの活動として適切か、無償で行えないか等、本事業全体の見直しを行う。	登録者数 派遣人数（No.6）
27	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ●コスモス大学（指導者） 一般教養と選択コースの両立を図り、一般教養にて生徒の要望をもとに幅広い学習内容の提供を行い、体育祭や大学祭等の各種イベントを実施することができた。 ・受講者数 59名 	休・廃止	イイヅカコミュニティセンター大規模改修工事の影響で、令和7年度においては休講する。 また休講期間中に、課題として近年生徒数が減少している点について、講師とコーディネーターとの協議を行いながら、事業の見直しを実施していく。	-
28	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ●放課後子ども教室事業（指導者） 知識や技能を持つ市民を各教室の指導者やセンターとして登用することで、子どもの学習活動の一端を地域住民が担う、地域での子ども育成や生涯学習のまちづくりを推進した。このことで、地域づくりへ参加する市民の活動機会（ステージ）が設けられ、地域で子どもを育てる環境が形成された。 ・年間指導回数2011名、延べ開催教室回数953回 	現状維持	支援スタッフとなる地域住民の人材を確保して、事業を円滑に継続していく必要がある。又、設置要綱で定めている「地域学校協働活動推進員」については、どのような業務を担うのかを隨時検討し、人材の発掘と選任を今後も進めていく。	-

基本目標1	お互いを大切にし合うひとづくり
活動目標(2)	住民主体の地域福祉の推進
具体的な取組③	多様な担い手が地域福祉活動に参加できる環境の整備

《主な関連施策》
1. 活動したいと考えている人たちへの支援
2. 社会福祉法人による地域における取り組みの推進

《具体的な取り組み》

- 活動したいと考えている人たちが活動できるように支援し、地域で独自に活動している人たちがその活動を継続し、その輪を拡大できるよう支援します。
- 多様な交流をはぐくむための、多世代交流が行える機会の充実を図ります。
- 複雑多様化した地域生活課題を解決するため、民間の新規事業開発やコーディネート機能への支援を行います。
- 社会福祉法人による地域における公益的な取り組みを推進します。

No	所管課	令和6年度実施状況	令和7年度事業方向性	問題点や今後の事業の方向性と課題	成果指標
29	市民活動支援課	<p>●協働のまちづくり応援補助金交付事業 市民活動団体及び地域活動団体が実施する不特定かつ多数のものの利益となる先駆的なまちづくり事業に要する経費について、市民活動の活性化及び市民自身の手による地域に密着した公共サービスの充実を図ることを目的として補助金を交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施状況 応募件数（申請書提出件数） R2（6件）、R3（9件）、R4（13件）、R5（19件）、R6（16件） ・目標達成度 補助事業参加者数（補助事業に参加した人数） R2（:1,436人） R3（1,434人） R4（3,198人） R5（4,391人） R6（5,867人） 	休・廃止	予算措置なしのため休・廃止。	-
30	社会・障がい者福祉課	<p>●社会福祉法人指導監査等事業 社会福祉法人が適切に事業運営できるよう、法人に対する指導監査や各種認可等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導監査：10法人 ・認可：定款変更申請4法人、社会福祉充実計画変更申請2法人 	現状維持	引き続き、社会福祉法人が適切に事業運営できるよう、法人に対する指導監査や各種認可等を行う。	-

基本目標1	お互いを大切にし合うひとづくり
活動目標(2)	住民主体の地域福祉の推進
具体的な取組④	地域福祉活動への支援

《主な関連施策》
1. 各種団体への活動費助成
2. 各種団体会議への参画

《具体的な取り組み》

- 地域福祉活動団体等の組織力向上や事業の拡充を支援します。
- 当事者のニーズの把握に努めるとともに、当事者による活動を支援します。
- 住民にとって居場所となり、つながりづくりのきっかけとなる集いの場等の活動を支援し、身近な場所における主体的な活動機会を確保します。
- 地域活動のリーダー役となる人たちに向けた学習会や研修などの充実を図ります。
- 複雑多様化した地域生活課題を解決するため、民間の新規事業開発やコーディネート機能への支援を行います。併せて、社会福祉法人による地域における公益的な取り組みを推進します。
- 国等による補助制度を有効活用するとともに、ふるさと納税や企業などによる寄附、クラウドファンディングなどの手法の活用などにより、地域づくり事業に必要な財源確保に努めます。

No	所管課	令和6年度実施状況	令和7年度事業方向性	問題点や今後の事業の方向性と課題	成果指標
31	市民活動支援課	<p>●市民交流プラザの利用推進 官公庁の開庁時間にとらわれず、利用者のニーズに応じて利用時間を設定することにより、ボランティア団体や市民活動の支援につながっている。市報及びインターネット、チラシ等で各種情報提供に努めた。利用者数については、延べ374団体 6,698人の利用があった。</p>	現状維持	<p>NPO・ボランティア団体等向けの相談業務や、補助金やイベント情報などの情報発信業務を強化する必要がある。 地域で活動する団体や、学生との連携による利用の活性化が課題である。</p>	-
32	こども家庭課	<p>●つどいの広場いいづかの利用促進 子どもと子どもに関わる活動をする大人のための広場として、つどいの広場通信（毎月1回）等の配布により、地域や近隣の保育所・幼稚園・学校等に利用案内やイベント開催の情報提供を行なながら、利用促進を図った。 ・年間利用者数延べ 7,841人 ・開所日数 347日</p>	現状維持	<p>旧鯰田幼稚園の施設を「NPO法人つどいの広場いいづか」に無償貸与しており、子育て団体が子育て拠点施設として自主運営を行っていますが、今後の方向性（7年度限りで撤退）について了承を得ています。</p>	-
33	こども家庭課	<p>●子育て関係団体の活動のPR支援 ホームページにおいて、子育て関係団体の活動内容を掲載した。</p>	現状維持	今後も継続して実施する。	-
34	高齢者支援課 ／社会・障がい者福祉課 ／生涯学習課	<p>●各種団体等への活動費助成 《高齢者支援課》 市内20地区の地域福祉ネットワーク委員会に対して、年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目的として、活動推進事業補助金を助成し、地域ネットワークの強化を図り、高齢者の社会参加の促進、及び孤独・孤立予防の推進に努めた。</p> <p>《社会・障がい者福祉課》 民生委員協議会へ活動助成金（補助金）を交付した。</p> <p>《生涯学習課》 社会教育団体等へ活動助成金を交付した。</p>	現状維持	<p>《高齢者支援課》 市内20地区の地域福祉ネットワーク委員会に対する支援を通じて、高齢者等の見守り活動を推進するとともに、生きがいづくり、ふれあい活動の場を創出することで、高齢者の社会参加の促進、及び孤独・孤立予防の推進に努める。また、各委員会が実施している、良い取組みについては他委員会に対して情報提供を行い、活動内容の活性化を図る。</p> <p>《社会・障がい者福祉課》 今後も民生委員協議会が適切に事業運営できるよう、活動助成金（補助金）を交付する。</p> <p>《生涯学習課》 今後も、適切に助成金を交付する。</p>	-

No	所管課	令和6年度実施状況	令和7年度 事業方向性	問題点や今後の事業の方向性と課題	成果指標
35	高齢者支援課 ／生涯学習課 ／社会・障がい者福祉課 ／こども家庭課	●市報、ホームページ等による団体のPR支援 《高齢者支援課》 各種団体からの依頼により、市報や市公式HP等でイベント等に関する情報を掲載した。 《生涯学習課》 市報、ホームページに各種団体の活動やイベント等に関する情報を掲載した。 《社会・障がい者福祉課》 各種団体からの依頼により、市報や市公式HP等で各種団体の活動やイベント等に関する情報を掲載した。 《こども家庭課》 少年の主張大会・小学生の主張大会開催案内を掲載	現状維持	《高齢者支援課》 今後も各種団体からの依頼により、市報や市公式HP等でイベント等に関する情報を掲載し、活動を支援する必要がある。 《生涯学習課》 今後も、市報・ホームページ等を活用し、活発に情報提供を行っていく。 《社会・障がい者福祉課》 引き続き各種団体と連携を取り、市報や市公式HP等で各種団体の活動やイベント等に関する情報を掲載する。 《こども家庭課》 今後も活動内容のPR支援を継続する。	-
36	生涯学習課 ／高齢者支援課	●各種団体会議等への参画 《生涯学習課》 社会教育団体の会議等へ参画し、指導・助言等を行った。 《高齢者支援課》 地域福祉ネットワーク委員会の会議に参加し、熱中症やヒートショック対策、高齢者を狙った詐欺等の情報提供を行った。	拡充	《生涯学習課》 今後も、社会教育団体の会議等へ参画し、指導・助言を行っていく。 《高齢者支援課》 市内20地区の地域福祉ネットワーク委員会に対する支援を通じて、高齢者等の見守り活動を推進するとともに、生きがいづくり、ふれあい活動の場を創出することで、高齢者の社会参加の促進、及び孤独・孤立予防の推進に努める。また、各委員会が実施している、良い取組みについては他委員会に対して情報提供を行い、活動内容の活性化を図る。	-
37	社会・障がい者福祉課	●サン・アビリティーズいいづかの利用促進 障がい者の拠点施設として、障がい者団体による相談会等の自主的な活動の場を提供した。 ・市内居住者…21,966人（延べ数） ・市外居住者…5,550人（延べ数）	現状維持	今後も当事者のニーズの把握に努めるとともに、当事者による活動を支援していく。また、住民にとって居場所となり、つながりづくりのきっかけとなる集いの場等の活動を支援し、身近な場所における主体的な活動機会を確保していく。	-
38	生涯学習課	●各種団体の事務局業務 社会教育活動や図書館の円滑な運営に寄与できるよう、各種審議会等の参画を行った。 また、事務局として主体的な活動機会を確保し、活動の充実と会員相互の連携と親睦を深めるように支援を行った。	現状維持	今後も事務局として、担当している団体が円滑に活動できるように支援していく。	-

基本目標2	支えあう地域づくり
活動目標(1)	地域における交流活動の促進
具体的な取組①	交流活動の促進

《主な関連施策》					
1. 世代間交流事業の実施	2. 各地区交流センターまつり等のイベント開催	3. 街なか子育てひろば交流事業の開催	4. 障がい者等との交流事業の実施	5. 学校開放日の実施	6. 自治会への支援

《具体的な取り組み》					
○子ども、若者、高齢者、障がい者等、地域の様々な人が参加し、交流できるような機会を提供していきます。					
○地域活動の中心となる自治会に対し、必要に応じて運営に関する相談や研修等の支援を行います。					
○イベントの内容や開催の時間帯の見直しなどの検討を行い、より参加しやすいものにしていきます。					

No	所管課	令和6年度実施状況	令和7年度 事業方向性	問題点や今後の事業の方向性と課題	成果指標
39	スポーツ振興課	●「飯塚国際車いすテニス大会」の児童観戦 市内児童を対象に「天皇杯・皇后杯 飯塚国際車いすテニス大会」の観戦の機会を提供し、選手等との交流を通じて、障がい者福祉、国際交流の理解促進に努めた。 2024飯塚国際車いすテニス大会への児童観戦実績 ・実施期間：1日間 参加学校数：3校 参加児童数：213人	現状維持	車いす競技の人気上昇に伴い観戦者数の増加が見込まれるため、児童観戦の時間帯及び対応について関係部署等との調整が必要。	-
40	まちづくり推進課	●自治会への支援 新任自治会長が自治会活動や市役所との関わりについて理解しやすいよう、また、長年の経験者にも補助金制度等について再度確認していただけるよう、自治会長ハンドブックを更新し、全自治会長に配付した。 地域の情報共有の一環である、自治会掲示板や地域の拠点施設である自治公民館に対して安全安心に利用できるよう支援（現物支給・補助金等）を行った。 自治会活動等を紹介する動画「自治会のうた」を活用し、若い世代（小学生等）に対し「自治会出前授業」を開催し、啓発を行った。 ●各地区交流センターまつり等のイベント開催 地域でのお祭りや運動会等といったイベントを開催できるよう支援を行った。また、交流センターから、交流センターだよりを毎月発行する等、地域情報の発信を実施している。	現状維持	新任自治会長が自治会活動や市役所との関わりについて理解しやすいよう、また、長年の経験者にも補助金制度等について再度確認していただけるよう、自治会長ハンドブックを更新し、全自治会長に配付する。 地域の情報共有の一環である、自治会掲示板や地域の拠点施設である自治公民館に対して安全安心に利用できるよう支援（現物支給・補助金等）を継続して行う。 自治会活動等を紹介した動画を若い方に少しでも自治会活動を知ってもらえるよう啓発を継続して行う。 これまで参加の中心であった地域活動団体・市民活動団体・サークル関係者以外の市民層にも幅広く関心を持ってもらう必要があります。生涯学習や社会教育の意義、協働によるまちづくりの取組について、市民の理解促進を図ることが今後の大きな課題です。 あわせて、限られた予算の中での事業展開を踏まえ、コストを抑えながらも効果的に情報を発信できる周知・啓発手法の検討を進め、参加者の拡大につなげていくことが求められます。	-
41	こども家庭課	●地域子育て支援センター事業 子育てに関する相談の、助言・指導・情報提供、および、地域に密着した子育てサークル等の育成や支援など子育て世帯に対して、総合的な支援を行った。 ・地域子育て支援センター 来場者19,762人	現状維持	子育て支援活動の実績のある団体や市民との協働により、乳幼児親子が身近な地域でいつでも利用でき、親子の交流や相談などができる場所を提供している。子育て不安の軽減や子育てしやすい環境づくりの充実を目指し、市内4箇所の子育て支援センターを民間の団体に委託して運営している。今後も各地域の福祉総合センター等に出向いて、育児講座や育児相談を行う。	-
42	こども家庭課	●街なか子育てひろばによる地域交流 子育て世帯に対し、子育ての疑問や悩みと一緒に考えながら楽しく子育てをしていけるよう支援した。	現状維持	今後も遊びや交流の場を提供するとともに、各地域の福祉総合センター等に出向いて、育児講座や育児相談を行う。また、市報や毎月作成している広報紙を用いて、子育て関連の情報を提供する。	交流事業への参加者数 (No. 10)

No	所管課	令和6年度実施状況	令和7年度 事業方向性	問題点や今後の事業の方向性と課題	成果指標
43	社会・障がい者福祉課	●障がい者等との交流事業 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、障がい者の社会参加の推進、ボランティアとの交流事業を実施できなかった。 ①盲人卓球大会 6月16日（日） ②さわやかスポーツ大会 9月29日（日） サン・アビリティーズいいづか ③障がい者アーチェリー大会 11月17日（日） サン・アビリティーズいいづか ④ふれあいスクーリング 7月21日（日） 麻生塾ボウル ⑤療育キャンプの実施 11月24日（日帰り） 日田方面	現状維持	今後も子ども、若者、高齢者、障がい者等、地域の様々な人が参加し、交流できるような機会を提供していく。	-
44	学校施設課	●学校施設の活用 学校教育に支障のない範囲において、社会教育その他公共のために使用する団体に対し、小学校及び中学校の施設及び設備を開放した。 学校施設目的外利用団体登録数 ・小学校 15校（運動場 25団体/体育館 71団体） ・中学校 6校（運動場 2団体/体育館 45団体/音楽室等 4団体） ・小中一貫校 4校（運動場 3団体/体育館 31団体/武道場 2団体） ・その他（廃校） 3校（運動場 1団体/体育館 5団体）	現状維持	今後も継続して事業をおこないつつ、より多くの市民が使えるよう行政サービスの向上に努める。	-
45	学校教育課	●世代間交流等（児童センター、児童クラブ） ①児童センター（館） 市内17か所で、三世代交流会を中心に、児童が高齢者や地域の人々とふれあう機会を設けたほか、ボランティアによる読み聞かせや、学習支援等を行った。 三世代交流会は、コロナ禍により令和元年以来の開催。 ・三世代交流会 実施回数 19回 参加人数3,192人 ・学習支援事業 実施回数 721回 参加人数 1,195人 ②児童クラブ 各児童クラブにおいて、年に1度、児童クラブ事業を支援するために、小学校職員、地域住民、児童クラブ保護者、青少健事務局によるサポート委員会を、対面会議にて実施した。	現状維持	①児童センター（館） 三世代交流会は参加された保護者や地域の方から称賛の言葉をいただいているため、引き続き継続して開催を行う。 また、ボランティアによる読み聞かせや学習支援等を継続して実施する。 ②児童クラブ 各児童クラブにおいて、年に1度、児童クラブ事業を支援するために、小学校職員、地域住民、児童クラブ保護者、青少健事務局によるサポート委員会を実施する。	-
46	学校教育課	●学校開放日 市内小中学校において飯塚市の特色ある教育活動を公開し、地域に開かれた学校づくりを推進した。 ・ 6月10日（月）：参加者5,572人 ・ 10月29日（火）：参加者5,692人	現状維持	これからの時代に求められる教育を実現するためには、よりよい学校教育を通して新しい社会を創るという理念を共有し、学校開放日の内容も地域や社会との連携及び協働による取り組みを実現していく必要がある。	-
47	学校教育課	●児童クラブ事業 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校低学年児童に対し、放課後の遊びや生活の場を提供した。利用する児童の増加に伴い、児童センター（館）に加えて学校の余裕教室を利用して事業を実施した。 ・令和7年4月1日在籍児童数 2,399人 ・令和7年度の実施クラブ数 19か所	現状維持	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校低学年児童に対し、放課後の遊びや生活の場を提供している。また、利用する児童の増加に伴い、児童センター（館）に加えて学校の余裕教室を利用して事業を実施する。	-
48	生涯学習課	●熟年者マナビ塾 自主学習や、学校支援活動を通して、熟年者が仲間とともに、心身ともに健全で社会に必要とされる高齢期を過ごすことを目的とした活動の場を設けることができた。 ・市内小学校15校 塾生121名	拡充	現在3つの小学校で塾生不在のため塾が休止状態となっている。広報活動等により、塾生（参加者）の確保、塾の再開を目指す。	-
49	生涯学習課	●放課後子ども教室推進事業 学校の放課後や週末等に小学校の余裕教室を活用し、各学校や地域と連携しながら児童の積極的な学習を支援した。 ・延べ開催教室回数 953回 ・参加児童数 全学期 10,123人	現状維持	新型コロナウイルス以前の規模にはまだ戻せていない。広報活動等により、参加者の確保を目指す。	-
50	まちづくり推進課 ／生涯学習課	●各地区交流センターまつり等のイベント開催 《まちづくり推進課》 従来のセンターまつりに加えて、地域活動団体や市民活動団体をPRする「みんなのまちづくりフェスタ2024」を開催した。 地域の課題を地域で解決できる人材の育成や仲間作りの場となるよう、社会教育やまちづくりについて関心を持ってもらえるような取り組みを行った。 《生涯学習課》 各地域交流センター及び中央公民館サークルのステージ発表、作品展示や各種ボランティアグループの紹介等により、来場者へ学習の場の提供と学習意欲の喚起を図った。 また、サークルや公民館・交流センターが主催する講座・教室・ボランティア活動への参加につながる取り組みを行った。	現状維持	《まちづくり推進課》 これまで参加の中心であった地域活動団体・市民活動団体・サークル関係者以外の市民層にも幅広く関心を持つもらう必要があります。生涯学習や社会教育の意義、協働によるまちづくりの取組について、市民の理解促進を図ることが今後の大変な課題である。 あわせて、限られた予算の中での事業展開を踏まえ、コストを抑えながらも効果的に情報を発信できる周知・啓発手法の検討を進め、参加者の拡大につなげていくことが求められる。 《生涯学習課》 コニセんまつりは、例年3月第1日曜日に開催していたが、今年度イイヅカコミュニティセンターの大規模改修に伴い、令和7年度の開催は未定。 令和8年度以降は、これまで同様に行っていく。	参加者数及び来場者数 (No.9)
51	関係課	●公民館の使用料減免等による地域施設の利用促進 《まちづくり推進課/社会・障がい者福祉課》 団体等の使用に際し、公民館等使用料の減免を行った。 《生涯学習課》 市又は教育委員会が主催、共催する事業及び後援する事業等において、公民館の使用料減免等を行い、地域施設の利用促進を図った。 ・5割減免（後援事業）：224件 ・10割減免（主催・共催）：1792件	現状維持	イイヅカコミュニティセンターにおいては大規模改修のため、今年度は施設の提供ができない。そのため、各交流センター等で連携を図りながら、使用料減免等による地域施設の利用促進を図る。 また、令和8年度以降は、これまで同様にイイヅカコミュニティセンターの利用促進を行っていく。	-

基本目標2	支えあう地域づくり
活動目標(1)	地域における交流活動の促進
具体的な取組②	地域の資源を活用した地域づくり

《主な関連施策》			
1. 交流センター、福祉センター等地域施設の利用促進	3. 学校施設の活用支援		
2. 人権啓発センターの利用促進	4. 大学との連携事業		

《具体的な取り組み》

- 交流センター、福祉センター、人権啓発センター等の身近な施設の利用促進に取り組みます。
- 民間事業者の空きスペースなどを活用して地域住民が交流できる場所や機会をつくる活動を推進します。
- 企業や大学等と連携し、地域福祉活動の活性化を図ります。
- 地域、企業、大学等、多くの主体が参加できるイベント等を企画します。

No	所管課	令和6年度実施状況	令和7年度事業方向性	問題点や今後の事業の方向性と課題	成果指標
52	商工観光課	●空き店舗を活用した活動支援 空き店舗を活用したイベントへの出店支援を継続して実施。 支援は4件【APOLLO Creative Worksアート展・二子山部屋がんばれ九州場所激励チャリティイベント・アーケード商店街マルシェ・街なか学園祭】 7月20日・7月27日・8月3日の計3日間、商店街と図書館が連携したイベント「ぶっくりモール」を開催し、「リサイクル市」や「工作教室」など空き店舗を利用した空間利用事業を実施。 ・実績：延べ3日間実績882名	現状維持	引き続き空き店舗を活用したイベント等での出店支援を行い、来街者が交流できる場の創出を促進する。	-
53	人権・同和政策課	●人権啓発センターの利用促進 人権啓発センタ一年間利用者数 7,307人	現状維持	各事業一回当たりの参加者をいかに増やしていくかが課題である。 内容や開催の時間帯などの検討を行い、より参加しやすく参加者が満足する教室や行事になるよう検討を行う。	年間利用者数 (No.11)

基本目標2	支えあう地域づくり
活動目標(2)	地域ネットワークの拡大
具体的な取組①	困っている人を支える協力体制の強化

《主な関連施策》	1. 地区(校区)社会福祉協議会、地域福祉ネットワーク委員会の支援	3. 事業所等が行う安否確認活動との連携
2. 地域包括ケア体制の推進		

《具体的な取り組み》

- 飯塚市社会福祉協議会と連携し、地区(校区)社会福祉協議会、地域福祉ネットワーク委員会を中心とした、地域で要支援者を支えるネットワークの機能強化に努め、小地域での福祉活動を活性化します。
- 地域包括支援センター、医療・介護関係者、民生委員をはじめとする地域の関係者等とも緊密な連携のうえ、要支援者の早期発見・早期対応に努めます。
- 地域包括支援センター、子育て支援センター、障がい者基幹相談支援センター、生活自立支援相談室、社会福祉協議会権利擁護センター・ボランティアセンター等の各種福祉分野の専門相談機関と、保健センター・医療機関等による各保健・医療分野の専門相談機関の連携等による機能の充実を図ります。
- 地域包括ケアシステムの充実への一環として、在宅医療・介護連携の取り組みを推進します。
- 地区住民の見守りを強化するため、事業所等が行う安否確認活動と連携します。

No	所管課	令和6年度実施状況	令和7年度事業方向性	問題点や今後の事業の方向性と課題	成果指標
54	環境対策課	●要援護者に対するごみ収集方法の検討 障がい者や高齢者等のごみ出しが困難な世帯を対象に個別訪問収集をしながら安否確認も行う「ふれあい収集」を実施した。 令和6年度新たに78件の新規申請があったが、本人の死亡や家族との同居、施設入所等の理由による利用廃止の申請が76件あった。令和6年度末時点では、339件の収集を実施している。	現状維持	ふれあい収集では、ごみの収集だけではなく、利用者の安否確認も合わせて行つており、市職員が訪問することで利用者やその家族からは安心して利用できると好評である。 しかしながら、今後の少子高齢化を考慮すると収集世帯の増加も考えられ、限られた予算・人員の中で委託を行わず直営（市職員）で継続していくためには、介護認定や障がいサービス等を管轄している福祉部局との連携の強化や効率的な収集を行うため、定期的なルートの見直し、再度状況調査を実施するなどして適正な収集回数の調整など市職員で取り組める仕組みづくりを確立する必要がある。	-
55	こども家庭課	●飯塚市支援対象児童等見守り強化事業 主任児童委員が普段活動している見守りや状況の把握について、支援を必要とする子ども等の居宅を訪問する際に、飲食物、日用品(生活必需品)等を提供することで、少しでも門戸を開設してもらい見守り等の強化につなげる事業。（令和3年1月より事業を開始） 令和4年12月より、エフコープ生活協同組合に本事業を業務委託し更なる支援対象世帯の拡大を図った。 令和6年度は引き続き主任児童員およびエフコープ生活協同組合と本事業を実施した。 ・主任児童委員：対象件数11世帯（24人）、訪問回数延べ97回 ・エフコープ生活協同組合：対象件数21世帯（47人）、訪問回数延べ617回	現状維持	支援が必要と判断した家庭が本事業の受け入れに対して否定的である等の理由から、支援につながらないケースがあった。案内チラシ等を用いて丁寧に説明する必要がある。	-
56	高齢者支援課	●地域福祉ネットワーク委員会への活動費助成 【再掲 基本目標1-活動目標2】 市内20地区の地域福祉ネットワーク委員会に対して、年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目的として、活動推進事業補助金を助成し、地域ネットワークの強化を図り、高齢者の社会参加の促進、及び孤独・孤立予防の推進に努めた。	現状維持	【再掲 基本目標1-活動目標2】 市内20地区の地域福祉ネットワーク委員会に対する支援を通じて、高齢者等の見守り活動を推進するとともに、生きがいづくり、ふれあい活動の場を創出することで、高齢者の社会参加の促進、及び孤独・孤立予防の推進に努める。また、各委員会が実施している、良い取組みについては他委員会に対して情報提供を行い、活動内容の活性化を図る。	-
57	社会・障がい者福祉課 ／高齢者支援課	●孤独死防止のための庁内連携体制の確立	現状維持	当事業の方向性については、飯塚市重層的支援体制整備事業へその取組の一部を移行する。	-
58	介護保険課 ／高齢者支援課	●居宅介護支援事業者連絡協議会との連携 居宅介護支援事業者連絡協議会にて市からの連絡事項等あれば出席し、連携を図った。	現状維持	介護保険課は居宅介護支援事業者連絡協議会とは介護保険制度に関しての連携を図っている。 地域包括ケアシステムの中で連携する団体のうちの1団体として高齢者支援課が連携を図り、併せて介護保険課としても必要に応じて連携を図る。	-

No	所管課	令和6年度実施状況	令和7年度 事業方向性	問題点や今後の事業の方向性と課題	成果指標
59	高齢者支援課	<p>●地域包括ケアにおける医療と介護の連携 高齢者が医療・介護・福祉の分野で総合的なサービスを在宅で受けやすくする在宅医療と介護の連携体制を構築するため、二市一町での共同委託により地域包括ケア推進センター（飯塚医師会）を設置しており、地域包括ケアシステムの充実への一環として、在宅医療・介護連携への各事業に取組んでいる。令和6年度は、多職種連携研修会及び、飯塚医療圏5つの拠点病院による「ブロック別地域包括ケアシステム推進協議会」を継続実施し、会議に参加した医療・介護・福祉の専門職による多職種連携の充実を図ることができた。また、桂川町住民センターにてACP（人生会議）をテーマとした住民公開講座を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飯塚地域在宅医療・介護連携推進会議（年1回） ・5ブロック地域包括ケアシステム推進協議会（延べ1,221人参加） ・多職種研修会（年2回：延べ158人参加） ・住民公開講座（年1回：82人参加） 	拡充	飯塚市・嘉麻市・桂川町の2市1町で連携し、定住自立圏での事業を実施しているため、今後も連携を密に行うとともに、地域包括ケア推進センター（飯塚医師会）を中心に、地域包括ケアシステムの充実への一環として、在宅医療・介護連携に取組んでいく。	多職種連携研修会、5ブロック地域包括ケアシステム推進協議会、市民公開講座年間延べ参加者数（No.13）
60	高齢者支援課	<p>●事業所等が行う安否確認活動との連携 高齢者や障がい者の孤独死の防止、生活困窮者の早期把握のため、平成25年3月から地域の新聞配達店、九州電力、ヤクルト販売、飯塚市上下水道局等と「地域見守りネットワーク協定」を締結している。令和6年度末現在の協定締結数37事業所、協力依頼6事業所となっている。</p>	拡充	宅配事業者やライフライン事業者等と見守り活動に関する協定を締結することで、それぞれの業務の範囲内において、些細な変化の察知など、見守り活動に協力していただいているものの、協定締結数が増えていない現状であるため、引き続き、本事業の周知を行い協定数の増に努めていく。	事業所数（No.14）
61	社会・障がい者福祉課	<p>●障がい者福祉サービス事業者等の連携 障がい者基幹相談支援センター及び障がい福祉サービス提供事業所等が連携し、障がいのある人が地域での日常生活・社会生活が円滑に行えるよう個別ケースの支援会議を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者基幹相談支援センター主催の令和6年度開催実績：75回 「飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワーク」の専門部会である相談支援部会を6回、こども部会6回、くらし部会を4回、就労支援部会を13回、拠点整備事業の打ち合わせを9回開催した。 	現状維持	「飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワーク」の専門部会では、現状の部会活動だけでなく、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援事業所に向けた連携会議の開催を予定しており、意見交換や情報交換を行う。	-

基本目標2	支えあう地域づくり
活動目標(2)	地域ネットワークの拡大
具体的な取組②	地域全体での協力体制の充実

《主な関連施策》

1. 団体間のネットワーク構築(既存会議等の整理・集約含)
2. 障がい者自立支援ネットワークの運営

《具体的な取り組み》

- 地域で活動する団体、ボランティア、NPO等が相互に協力できる機会を提供します。
- 福祉関係団体・機関等との情報共有体制づくりに努めるとともに、事例の検討等を行い、相談体制の強化に努めます。

No	所管課	令和6年度実施状況	令和7年度 事業方向性	問題点や今後の事業の方向性と課題	成果指標
62	社会・障がい者福祉課 ／高齢者支援課	<p>●団体間のネットワーク構築 《社会・障がい者福祉課》 「飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワーク」の活動として、障がい者基幹相談支援センター職員と行政職員による運営会議（事務局会議）を毎月1回開催し、地域の課題等について情報交換や協議を行った。 また、地域の課題に応じて関係者が協議を行う合議体である全体会議を2回、専門部会である相談支援部会を6回、こども部会を6回、くらし部会を4回、就労支援部会を12回、拠点整備事業の打ち合わせを9回開催した。また就労系事業者との意見交換会を12回開催し、課題共有や解決方法について協議を行った。</p> <p>《高齢者支援課》 【再掲 基本目標2-活動目標2-①】 高齢者が医療・介護・福祉の分野で総合的なサービスを在宅で受けやすくする在宅医療と介護の連携体制を構築するため、二市一町での共同委託により地域包括ケア推進センター（飯塚医師会）を設置しており、地域包括ケアシステムの充実への一環として、在宅医療・介護連携への各事業に取組んでいる。令和6年度は、多職種連携研修会及び、飯塚医療圏5つの拠点病院による「ブロック別地域包括ケアシステム推進協議会」を継続実施し、会議に参加した医療・介護・福祉の専門職による多職種連携の充実を図ることができた。また、桂川町住民センターにてACP（人生会議）をテーマとした住民公開講座を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飯塚地域在宅医療・介護連携推進会議（年1回） ・5ブロック地域包括ケアシステム推進協議会（延べ1,221人参加） ・多職種研修会（年2回：延べ158人参加） ・住民公開講座（年1回：82人参加） 	拡充	<p>《社会・障がい者福祉課》 「飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワーク」の専門部会では、現状の部会活動だけでなく、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援事業所に向けた連携会議の開催を予定しており、意見交換や情報交換を行う。</p> <p>《高齢者支援課》 【再掲 基本目標2-活動目標2-①】 飯塚市・嘉麻市・桂川町の2市1町で連携し、定住自立圏での事業を実施しているため、今後も連携を密に行うとともに、地域包括ケア推進センター（飯塚医師会）を中心に、地域包括ケアシステムの充実への一環として、在宅医療・介護連携に取組んでいく。</p>	-

基本目標2	支えあう地域づくり
活動目標(3)	地域の困りごとを把握し、支援へつなぐしくみづくり
具体的な取組①	見守り体制の強化

《主な関連施策》
1. 地区(校区)社会福祉協議会、地域福祉ネットワーク委員会、まちづくり協議会を通した小地域福祉活動の支援
2. 民生委員・児童委員の活動支援
3. まちづくり協議会運営支援

《具体的な取り組み》

- 地区(校区)社会福祉協議会、地域福祉ネットワーク委員会、まちづくり協議会が行う小地域福祉活動を支援します。
- 民生委員・児童委員の行う、見守り活動を支援します。
- 制度の狭間の課題や多様で複合的な課題を抱える人を包括的に受け止め、必要な支援につなげるため、市と関係機関等が連携し、包括的な相談支援体制の構築に向けた検討を進めます。

No	所管課	令和6年度実施状況	令和7年度事業方向性	問題点や今後の事業の方向性と課題	成果指標
63	まちづくり推進課	●まちづくり協議会運営支援 各まちづくり協議会が作成するまちづくり計画の作成に関して支援し、新規事業を実施できるよう支援した。また、地域が抱える課題の解決や地域を代表する組織として、かつ協働のまちづくりにおける行政の対等なパートナーとしての自治能力が高い団体へと育成するため、「まちづくり協議会代表者連絡会議」を年4回、事務局を担う交流センター係長会議を年12回、センター長会議を1回、センター長・係長会議を1回開催した。また「みんなのまちづくりフェスタ2025」の開催に向け、みんなのまちづくりフェスタ実行委員会を立ち上げ、昨年度来場者約800名を上回る約1,300名の来場者に対し、まちづくり協議会の啓発活動を実施することができた。	拡充	まちづくり協議会の運営支援においては、組織の認知度の低さ、住民の参画不足、財源の不安定さが課題である。今後は、協議会が地域の中核として自立し、持続可能な活動を行うために、組織強化、人材育成、財源確保が重要である。引き続き、まちづくり計画の策定支援や新規事業への助言を行い、地域課題の主体的な解決を促進する。また、代表者連絡会議を定期的に開催し、情報共有や協議会間の連携強化を図る。さらに、「新しいまちづくり(第2版)」の作成を通じて、協議会の役割を明確にし、市民参画の促進と組織の強化を目指す。	-
64	高齢者支援課	●行方不明認知症高齢者等SOSネットワーク 行方不明になるおそれがある認知症高齢者の情報を事前に登録してもらい、行方不明となった際に当該情報に基づき関係協力機関に対してFAXや電子メール等で発見の協力依頼を行うことによって、高齢者の安全確保と家族への支援を図った。 ・登録者数：75人 協力団体：88団体 また、令和2年度から実施している認知症高齢者等個人賠償責任保険事業について、年間23名の申込者があり、相乗効果として認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク登録にもつながった。	拡充	高齢化が急速に進む中で、在宅で生活を続ける認知症高齢者は増加しているため、本事業の新規加入者数を増やすために、どのように周知していくかが課題である。市報や認知症に関する各種研修会等における周知の他に、県認知症医療センターをはじめ、認知症施策の中核となる関係機関に働きかけることにより、本事業のさらなる周知を図る。	登録者数 (No.15)
65	社会・障がい者福祉課	●民生委員、児童委員活動支援 民生委員児童委員の事務局として委員活動を容易にするために情報提供等の支援を行った。 ①民生委員児童委員協議会総会及び理事会(年11回)の開催 ②各種行事、研修会等の参加要請 ③住民基本台帳の写しの配付(行政情報の提供) ④各種刊行物の配付 ⑤関係機関との連絡調整(市・県社協等) 事務局として民生委員欠員地区に関する補欠推薦から委嘱までの手続その他を行った。	現状維持	引き続き、民生委員児童委員の事務局として委員活動を容易にするために情報提供等の支援を行う。 また、7年度は民生委員児童委員の一斉改選に当たるため、全民生委員児童委員の推薦から委嘱までの手続き、及び、委嘱状伝達式を滞りなく行う。	-

基本目標2	支えあう地域づくり
活動目標(3)	地域の困りごとを把握し、支援へつなぐしくみづくり
具体的な取組②	人に寄り添った支援の推進

《主な関連施策》
1. 生活困窮者等に対する相談窓口の設置及び関係機関との連携
2. 要保護児童支援事業の実施
3. 要援護者の状況把握

《具体的な取り組み》

- 生活困窮者等に対する相談窓口を設置し、具体的な問題解決の検討を行います。
- 関係機関と連携を図りながら、就学・就職支援など、本人や家族に寄り添った支援を行います。
- 虐待等の心配がある児童の早期発見や適切な保護に努めます。
- 住宅確保要配慮者に対し、関係団体・関係機関が連携しながら、住宅確保のための支援を行います。
- 地域住民や様々な関係機関と協働し、生活困窮者が早期に支援が受けられ、自立に向かえるよう継続的な支援を行います。

No	所管課	令和6年度実施状況	令和7年度事業方向性	問題点や今後の事業の方向性と課題	成果指標
66	こども家庭課	●要保護児童支援 要保護児童対策地域協議会において、虐待等の心配がある児童の早期発見やその適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童に対する支援内容について協議した。 ・代表者会議：1回 実務者会議：10回 ・個別ケース会議：46回	現状維持	児童虐待相談件数は増加傾向にあり、その相談内容も複雑化しているためICTの活用等業務の効率化を図る必要がある。 令和6年度はIT技術(AI)の活用を推進し、虐待通告時の情報の確実な伝達と迅速な対応ができる体制の構築を目的として、「通話音声分析・モニタリングシステム」導入した。今後このシステムを活用し、業務の効率化を図っていく。	-
67	生活支援課	●要援護者状況把握 関係機関等から連絡のあった要援護者に対し面接相談員、ケースワーカー、自立相談支援員が家庭訪問を行い、状況把握を行った。 ①関係機関とのネットワークの構築 ②訪問活動の充実 ③調査・把握の迅速化及び適格化 ④生活保護情報ホットラインの情報収集	現状維持	生活自立支援相談室の相談員と生活保護面接相談員、ケースワーカーが同席して要援護者と面接する等、要援護者の状況把握と支援の充実に努めているが、要援護者からの直接の相談だけでなく、関係機関からの情報提供や生活保護情報ホットライン等を活用し、支援を必要としている方についての情報収集と状況把握に努め、必要な支援に迅速に繋げる。また、制度の周知方法についても工夫していく。	-

No	所管課	令和6年度実施状況	令和7年度 事業方向性	問題点や今後の事業の方向性と課題	成果指標						
68	生活支援課	<p>●生活困窮者等に関する相談 生活困窮者等からの相談に応じ、関係機関と連携して具体的な問題解決の検討を行った。</p> <p>①面接相談員（2名）の配置 ②母子・父子自立支援員（1名）の配置 ③年金相談員（1名）配置 ④就労支援員（2名）配置 ⑤生活保護情報ホットライン（電話相談窓口）設置 ⑥生活困窮者を対象とする「生活自立支援相談室」の設置及び家計改善支援員の配置、就労準備支援員の配置</p> <p>●生活自立支援相談室</p> <table> <tr> <td>・相談受付件数</td> <td>230件</td> </tr> <tr> <td>・相談申込件数</td> <td>191件</td> </tr> <tr> <td>・就労開始等による支援終結件数</td> <td>101件</td> </tr> </table>	・相談受付件数	230件	・相談申込件数	191件	・就労開始等による支援終結件数	101件	拡充	<p>各種制度に精通し、相談業務に迅速かつ適切に対応できる人材育成を目指すため、県主催の研修への参加及び課内研修等の開催により、継続して相談員、支援員及び職員の資質向上を図る。</p> <p>生活困窮者等に関する各種相談事業については、物価高騰の影響を受けるなどして生活に困窮された方からの相談が増えてくることが見込まれるため、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、就労支援機関等の関係機関との連携を強化し支援の充実を図る。</p> <p>また、ひきこもり状態にある方等への個別支援を行う就労準備支援員を相談室に配置しているため、悩みを抱える方に対し相談窓口があることを広く認知していただくため、ひきこもり相談会を開催するなど支援の充実を図るとともに事業の周知に努める。</p>	-
・相談受付件数	230件										
・相談申込件数	191件										
・就労開始等による支援終結件数	101件										
69	生活支援課	<p>●生活困窮者等からの相談による各種機関との連携 各種相談内容に応じた関係機関と連絡調整を行い問題解決にあたった。</p> <p>①生活困窮者自立支援相談室との連携 ②社会福祉協議会との連携 ③援護・介護施設、医療機関との連携 ④社会福祉施設（児童相談所、婦人寮、乳児院等）との連携 ⑤ハローワークとの連携 ⑥フードバンクとの連携 ⑦居住支援事業者との連携 ⑧その他社会資源の活用</p>	拡充	<p>相談内容に応じて関係機関との連携強化を図り自立支援に向けた情報の共有に努め、対象者の抱える各種問題の早期解決につながるよう支援の充実に努める。</p> <p>相談者の抱える問題は複雑化しており単独の支援機関だけでは解決が難しいケースも増えてきているため、庁内連携会議を開催する等の方法により関係機関相互の支援事業に関する情報共有を行い、円滑な支援を実施できる体制整備に努める。</p>	-						

基本目標3	つながるしくみづくり
活動目標(1)	情報提供体制の充実
具体的な取組①	福祉に関する情報発信の充実

《主な関連施策》		
1. 「広報いいづか」、ホームページによる情報提供 2. パンフレットやガイドブックの作成・配布等	3. 発行物のバリアフリー化	

《具体的な取り組み》

- 広報誌、ホームページ、パンフレット、SNS などで、福祉に関する情報提供を充実させるとともに、わかりやすい文章や文字の大きさ、音訳など、情報の受け手の特性に合わせて情報提供を工夫します。
- 障がいのある人や高齢者、外国人に配慮した情報提供を図ります。刊行物の作成にあたり、ユニバーサルデザインの考え方を意識し、誰にでも読みやすくわかりやすいものにします。
- 福祉に関する支援の内容や利用の手続きなどの情報をわかりやすくまとめたチラシや冊子などを作成し、より多くの人の目に届くよう努めます。
- 情報の入手や理解が困難な人には、適切な形での情報提供を行います。
- 情報を必要とする人に確実かつ効率よく情報提供を行うため、支援の提供や調整役となる福祉専門職や、個別福祉分野の協議会、ネットワークを活用します。

No	所管課	令和6年度実施状況	令和7年度 事業方向性	問題点や今後の事業の方向性と課題	成果指標
70	市民活動支援課 ／まちづくり推進課	<p>●くらしの便利帳 《市民活動支援課》 令和5年8月に発行したくらしの便利帳を、引き続き転入者へ配布し、広く行政情報の周知を行うことができた。また、市HPへの掲載や市民課窓口での配付を実施し、より多くの市民への情報提供を実施した。 また、令和7年度発行に向けて、無償提供者の決定等、遅滞なく進行している。</p> <p>●交流センターだより 《まちづくり推進課》 各地区の交流センターより、毎月イベントや地域の様々な情報を掲載した交流センターだよりを発行している。交流センターだよりについては、市のHPでの掲載、自治会からの全戸配布及び、SNSでの発信を行っている。HPでは市民が閲覧しやすいよう掲載欄の修正を実施した。</p>	現状維持	<p>《市民活動支援課》 「くらしの便利帳」を作成し、福祉に関する情報を集約した冊子を市民に配布している。市民が手軽に活用できるよう、福祉サービスの利用方法や相談窓口、地域の支援団体のわかりやすい情報の掲載に努める。</p> <p>《まちづくり推進課》 各地区の特色を生かし、見る人が次も見たいを思えるような紙面の作成ができるよう、職員の資質向上に努める必要がある。今後のデジタル化の一環として、ホームページ掲載データ等をSNSでも発信し、より多くの人に情報発信できるよう努める必要がある。</p>	-
71	国際政策課	<p>●飯塚市にお住いの外国人の方々への情報提供 飯塚市内（各交流センター、小中学校、各支所等）にて外国人向けに作成したパンフレットの配架を行っている。 転入時には、日本語教室・外国人向けの相談窓口・外国人との交流イベントへの案内を記載した「Welcome to Iizuka City」というパンフレットを配付（二次元バーコード付）しており、二次元バーコードを読み取ると、市ホームページやSNSにつながり、その中で外国人に役立つ情報発信を行っている。</p>	現状維持	<p>普段使われている言葉を、外国人にも分かるように配慮した簡単な日本語＝「やさしい日本語」を活用した情報発信を行うことが大切であるため、発信者の「やさしい日本語」に関する知識向上が求められる。</p>	-
72	介護保険課 ／社会・障がい者福祉課 ／こども家庭課	<p>●市報・ホームページ等による情報提供 《介護保険課》 地域密着型サービス事業所の空き状況（3か月に1回）、運営推進会議の内容（半年に1回）、制度に関すること等をHPに掲載した。</p> <p>《社会・障がい者福祉課》 福祉サービス利用促進のための情報提供に努めた。</p> <p>《こども家庭課》 令和6年5月号から市報見開き2ページに子育て情報を集約し、「ここすもだより」として情報発信を開始。年間を通じ、随時事業内容の掲載に努め情報提供を行った。</p>	現状維持	<p>《介護保険課》 報告遅延を防止し、HPを適宜更新する。 運営推進会議の内容の公表については廃止。（R7年以降は各事業所にてHPへの掲載で対応）</p> <p>《社会・障がい者福祉課》 引き続き市報・ホームページを活用し、情報提供に努める。</p> <p>《こども家庭課》 市民のニーズに沿った効果的な情報発信を継続して行う。</p>	-
73	こども家庭課	●子育てガイドブック 母子手帳交付時、赤ちゃんすくすく元気訪問時、市役所窓口に加え、子育て支援センター、保育所、病院等で配布した。	現状維持	情報発信を継続して行う。	-
74	こども家庭課	●子育て情報紙「すくすく」 令和5年4月号をもって廃止した。	休・廃止		-
75	高齢者支援課	●『地域包括支援センターだより』 市報に年4回（5月、9月、11月、2月）地域包括支援センターだよりを掲載し、高齢者虐待防止、認知症、成年後見制度、それぞれの地域における相談窓口等に関する様々な情報提供や啓発に努めた。	現状維持	年4回の「地域包括支援センターだより」の市報掲載を予定しており、それぞれの地域における相談窓口、高齢者福祉サービス及び市が実施している事業の紹介、認知症、成年後見制度、高齢者虐待防止等に関する様々な情報提供や啓発に努める。	-
76	社会・障がい者福祉課 ／高齢者支援課	<p>●出前講座等 《社会・障がい者福祉課》 障がい者団体からの要望に応じて懇談会に出席し（年1回）、障がい者問題や障がい者福祉施策について意見交換した。</p> <p>《高齢者支援課》 「みんなの健康・福祉のつどい」の会場に介護保険や高齢者福祉に関する相談コーナーを設け、職員で各種相談の対応を行った。 地域で高齢者の通いの場を主催している団体からの開催依頼を受けて、介護予防に資する講座に対する講師派遣を216回実施し、延べ3,890名の参加があった。また、介護予防教室等において、パンフレット等を使用し、介護予防・フレイル予防・熱中症対策・うつ予防・ヒートショック予防等の普及・啓発を行った。</p>	拡充	<p>《社会・障がい者福祉課》 引き続き、団体からの要望に応じて、懇談会等を開催する。</p> <p>《高齢者支援課》 後期高齢者人口の増加が見込まれる中、高齢者が自発的かつ安全に介護予防に取り組むきっかけづくりを継続して実施していく。 出前講座による講師派遣に加えて、担い手の育成・支援など、住民主体の通いの場を市として支えていく取り組みが必要である。</p>	-
77	社会・障がい者福祉課	●障がい者・児に関するガイドブック 「障がい者ガイドブック」を2,000冊作成。障がい者手帳新規交付者等に対し配布、説明を行った。 「スペシャルサポートガイドブック」は隔年作成のため、令和6年度は作成なし。	現状維持	<p>「障がい者ガイドブック」は隔年作成としたため、次回は令和8年度に作成予定。 「スペシャルサポートガイドブック」は隔年作成。次回は令和7年度に作成予定。</p>	-
78	社会・障がい者福祉課	●飯塚市バリアフリーマップ 「ふくおかバリアフリーマップ」に飯塚市の民間事業所等のバリアフリー情報を掲載した。 ※新規登録なし ・事業所等数 217箇所	現状維持	今後も情報を必要とする人に確実かつ効率よく情報提供を行っていく。	-

No	所管課	令和6年度実施状況	令和7年度事業方向性	問題点や今後の事業の方向性と課題	成果指標
79	情報管理課	●広報誌のわかりやすい紙面づくり 広報いづか（市報）について、高齢者や障がい者にとっての見やすさ、読みやすさの配慮として、文字の大きさや色使い、レイアウト等を工夫するとともに、ユニバーサルデザイン・フォント（字体）を使用した。 ホームページにおいては、アクセシビリティ（情報取得のしやすさ）やユーザビリティ（利用のしやすさ）の向上の一環として、音声読み上げに対応したものを導入している。	拡充	今後も高齢者や障がい者にとって見やすいフォントサイズやレイアウトとなるよう、文字数を減らして伝わりやすい表現にする配慮を行う。また、市報の市民向けアンケートを行い、課題を分析して改善に努める。	-
80	情報管理課 ／国際政策課	●外国人への配慮 《情報管理課》 ホームページにおいて、有償の自動翻訳翻訳システムや、やさしい日本語システムを導入している。 《国際政策課》 令和2年度より多言語通訳タブレットを本庁に一台設置し、17言語により窓口対応を行っている。ホームページやFacebookにおいて外国人向けの日本での生活に関する情報を年間134回広報を行った。	拡充	《情報管理課》 今後は現状以上の多国語自動翻訳機能を実装し、やさしい日本語機能を継続しつつ、文字の他に画像等も活用しながら外国人でもわかりやすいページ作成を行う。 《国際政策課》 主にイベントの周知等を行っているため、今までの問い合わせの集計を行い問い合わせ内容の多い項目についての投稿を行うなど工夫していく。	-
81	情報管理課 ／社会・障がい者福祉課	●障がい者への配慮 《情報管理課》 視覚障がい者に対して「声の広報」（市報、各種お知らせなどをカセットテープに録音）を発行している。令和7年1月から「声の市報」の音声データの一部を市ホームページにアップロードを開始。 《社会・障がい者福祉課》 視覚障がい者に対する公文書には点字表示、聴覚障がい者に対する問い合わせ先にはFAX番号を掲載した。障がい者ガイドブック、障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画に音声コードを掲載した。	拡充	《情報管理課》 今後も声の広報の発行を行い、視覚障がい者への情報提供を行なう。 ホームページについては、音声読み上げの妨げになるような表記に気をつけ、障がい者でもわかりやすいページ作成を行う。HPのリニューアル時には現状以上のアクセシビリティ機能を充実させる仕様とする。 《社会・障がい者福祉課》 引き続き、FAX番号や音声コードの掲載に努める。	-

基本目標3	つながるしくみづくり
活動目標(1)	情報提供体制の充実
具体的な取組②	多様な情報提供体制の構築

《主な関連施策》	3. 高齢者へのスマートフォン購入支援事業の実施
1. SNSによる情報発信 2. ICTを活用した情報提供、申請受付や相談方法等の検討	

《具体的な取り組み》	
○必要とする情報を住民が適宜入手しやすいように、SNS等も活用し、誰もがわかりやすい情報提供に努めます。	
○多くの人が地域福祉を知り、様々な支援等が受けられるように、ICTを活用した情報提供、申請受付や相談方法等を検討し、利便性の向上に努めます。	
○ICTを利用できない人には、電話や往復はがき等の郵便を活用するなど、多様な形態を選択できるように配慮します。	

No	所管課	令和6年度実施状況	令和7年度事業方向性	問題点や今後の事業の方向性と課題	成果指標
82	高齢者支援課	●高齢者デジタルコミュニケーション支援事業 飯塚市内に住民票がある65歳以上の方を対象として、初めてスマートフォンを購入し、通信契約を行った場合やフィーチャーフォン(3Gガラケー)からスマートフォンへの買替をし、引き続き通信契約を継続する場合にその費用の一部を助成する。 スマホ活用教室の受講と市SNS登録、県防災メールまもるくんの登録についても助成の条件とすることで、高齢者の情報収集能力の向上や安全確保ができる環境を整備することで、高齢者のデジタル・デバイドの解消を図る。 ・73件	休・廃止	令和6年度末を持って事業終了。	-

基本目標3	つながるしくみづくり
活動目標(2)	包括的な支援体制の構築
具体的な取組①	断らない相談支援体制の構築

《主な関連施策》	4. 相談員等研修の実施 5. 各窓口と関係機関との連携 6. 庁内関係課の連携強化と情報共有体制の構築 7. 多機関協働事業の体制整備に向けた検討
1. 重層的支援体制整備の検討 2. 相談員派遣等事業の実施 3. 各種支援センター事業の実施	

《具体的な取り組み》	
○市役所の相談窓口をはじめ地域包括支援センター、子育て支援センター、障がい者基幹相談支援センター、生活自立支援相談室等、相談できる場所や内容についての周知を図ります。	
○相談窓口の担当職員や、地域で相談支援に携わる人たちに対して研修を行い、知識や技能の向上を図ります。	
○要支援者を包括的に支援していくため、保健・医療・福祉の連携に努めるとともに、府内関係課の連携強化と情報共有体制の構築を図ります。	
○生活困窮やひきこもり等の制度の狭間にいる人、社会的孤立状態にある人、複合的な課題を抱えている家庭について、関係する団体との情報の共有、役割分担、継続的な支援のあり方を検討しながら、多機関協働による支援を行います。	

No	所管課	令和6年度実施状況	令和7年度事業方向性	問題点や今後の事業の方向性と課題	成果指標
83	人権・同和政策課	●人権相談事業 令和6年度については、50件の相談があり、対応を行った。	現状維持	人権相談員は令和元年度に配置された事業であり、現状、市民への周知が行き届いていない部分がある。 よって、隣組回覧や各研修会、講演会など様々な機会において相談受付の周知を行い、1人でも多くの相談を必要とする方への対応を取れるようにしていく必要がある。	-
84	男女共同参画推進課	●サンクス相談室 悩みを持つ女性の問題解決の一助として、サンクス相談室を設置し、女性相談員や女性弁護士による相談事業を実施した。 また、相談事業について、府内各課と連携を図り、女性を対象とした事業を中心に相談事業の周知を行った。 ・一般相談 45件、法律相談 54件、職場の悩み相談 0件、就業支援相談 0件 相談件数 99件	現状維持	今後もサンクス相談の周知を継続して行っていきたい。 併せて、DV被害者対応等で緊急を要する相談については、迅速かつ適切な対応ができるよう別途体制を整えており、府内や福岡県や警察、NPO等との連携は引き続き密に行っていきたい。	相談件数 (No. 24)

No	所管課	令和6年度実施状況	令和7年度 事業方向性	問題点や今後の事業の方向性と課題	成果指標
85	市民活動支援課	●法律相談 ①法律相談センターでの福岡県弁護士会による無料法律相談： ②消費生活センターでの消費生活に関する相談： 1,230件	現状維持	①さらなる周知活動の必要性 ②悪質商法が多様化しており、さらなるトラブル増加が想定される。 特に高齢者に対する啓発活動を強化する必要がある。	-
86	市民活動支援課	●外国人の相談 法律相談センターでの福岡県弁護士会による無料法律相談では、外国語の相談には対応していないため、福岡県弁護士会主催（六本松）の外国人無料法律相談をご案内する。	現状維持	外国人の相談件数が少ない（令和6年度0件）ため、現状の対応を継続する。また、関係課と連携を図る。	-
87	こども家庭課	●家庭児童相談室 家庭における児童養育の技術に関する事項及び児童に係る家庭の人間関係（虐待を含む）に関する事項、その他家庭児童の福祉に関する事項について家庭児童相談員が相談を受けた。（子ども家庭支援員4名、家庭児童相談員4名で実施） また、母子家庭や寡婦の抱えている様々な問題や悩み事について母子自立支援員が相談相手となり問題解決のための相談を受け、自立に必要な情報提供や相談指導を通じて、職業能力の向上や就業に伴う支援等を行った。（母子父子自立支援員2名で実施） さらに、今年度より、ヤングケアラー支援事業を実施し、ヤングケアラーの相談にも対応する。（ヤングケアラー対応相談員1名で実施） ・子どもなんでも相談 42件 ・家庭児童相談 世帯379件（延べ 4,434件） ・母子・父子相談 455件	現状維持	令和5年度より、多種多様化している相談に対応するため、ヤングケアラー支援事業を実施し、学校や自治会等に相談窓口の開設とヤングケアラーの周知を行った。しかしながら、ヤングケアラーの相談は以前として少ないため、引き続きヤングケアラーの周知や発見方法を検討する必要がある。	「家庭児童相談室」における相談件数（①子どもなんでも相談、②家庭児童相談、③母子相談、④ヤングケアラー相談） (No. 22)
88	こども家庭課	●育児相談 子育て支援センターによる育児相談・育児講座を実施した。また、すべての子育て中の保護者を対象に育児相談・育児講座を実施した。 ・子育て支援センター5箇所の年間相談件数1,378件 ・育児講座 参加者435人	現状維持	今後も継続して実施する。	-
89	こども家庭課	●保育所・子育て支援センターによる各種機関との連携 個別の事案に対し、必要に応じて隨時連携した。	現状維持	今後も継続して実施する。	-
90	介護保険課	●介護サービス相談員派遣等事業 介護相談員が介護保険施設などの介護サービス提供の場に出向き、利用者の相談を受け、不安や疑問の解消やサービス事業所との橋渡しをするとともに、第三者の目で関わることで、サービスの質の向上に努めるもの。 ・延べ派遣回数594回	拡充	介護サービス相談員の受け入れがなされていない市内事業所についても、訪問時には感染症対策をしっかりと行うことを条件に、事業所のサービスの質の向上のためにも介護サービス相談員の受け入れ事業所を促進する。	-
91	高齢者支援課	●地域包括支援センター運営事業 日常生活圏域(11圏域)に地域包括支援センターを設置し、専門職が連携して、総合相談業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務等を実施した。 ・相談支援件数 R6：10,451件	拡充	相談件数の増加に加え、相談内容が多様化・複雑化していることから、市と委託包括がしっかりと連携して、高齢者のための多様な生活支援の充実に取り組む必要がある。 また、子ども・障がい者・生活困窮者を含めた相談対応ができる体制づくりを目指すとともに、委託包括を支援・指導する市側の体制整備を検討する必要がある。	「地域包括支援センター」における相談件数 (No. 20)
92	介護保険課	●介護サービス相談員研修 ①介護サービス相談員現任研修 令和6年10月3日、4日（研修会場：大阪 相談員1名参加） ②介護サービス相談員活動報告・意見交換会 1回目：令和6年11月8日（市役所201会議室、 相談員8名参加） 2回目：令和7年2月17日（市役所202会議室、相談員7名参加） ③大牟田市介護サービス相談員との情報交換会 令和6年12月6日（市役所1階多目的ホール、相談員7名参加）	現状維持	介護サービス相談員研修は、対象者に対して本年度も継続して行う。 介護サービス相談員の活動報告及び意見交換会についても回数を増やしていく。 事業所との意見交換会については、貴重な機会の場であるため、再開したい。	-
93	社会・障がい者福祉課	●障がい者基幹相談支援センター事業 嘉麻市、桂川町と共同で「障がい者基幹相談支援センター」を設置し、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務等を実施した。 ・相談支援件数 19,952件	現状維持	相談・支援件数は増加傾向にあり、基幹相談支援センターが浸透したことが要因として考えられることから、今後も基幹相談支援センターの周知を行っていく。 相談・支援件数の増加に対応するため、令和6年度に基幹相談支援センターの人員体制の見直しを行った。依然として件数は増加傾向にあるため、将来的な人員体制について引き続き検討していく必要がある。	-
94	社会・障がい者福祉課	●重層的支援体制整備事業 地域共生社会の実現並びに地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な相談支援体制を構築するため、令和5年4月から「飯塚市重層的支援体制整備事業に伴う移行準備事業」を実施し、当該業務を(社福)飯塚市社会福祉協議会へ業務委託した。 また、令和7年4月からは「飯塚市重層的支援体制整備事業」として本格実施することから、市担当課または各支援関係団体から寄せられた複雑化・複合化した地域生活課題について模擬会議を開催することで情報共有を行い、市担当課並びに各支援関係団体における役割分担を行うことができた。 【府内調整会議の開催】 ・11回開催(台風の影響により、8月は中止した。) 【模擬会議の開催】 ・(模擬)支援会議の開催回数：延べ12回/7件 ・(模擬)重層的支援会議の開催回数：延べ3回/2件	拡充	問題点(課題)としては、地域づくりに向けた支援における「居場所」の設置ができていないため、引き続き多機関協働事業者と協議しながら設置に向けて検討していく。 当事業の方向性としては、令和7年4月から本格実施とする。このことにより、地域における複雑化・複合化した地域生活課題に対応する包括的な支援体制を構築していく。また、市民に対して「重層的支援体制整備事業」の名称は分かりづらいことから、より理解が得られやすいよう「いいづか福祉まるごとサポート事業」の名称を加え周知広報していく。さらには、市民へ当事業を幅広く知っていただくため、市報へ掲載、全戸配布、市SNS、社協SNSを活用した周知広報を行っていく。	府内調整会議の回数 試行会議の回数 (R6追加)
95	社会・障がい者福祉課	●障がい者基幹相談支援センター等運営事業 障がい者基幹相談支援センター（穂波庁舎4階に設置）において、障がい者・障がい児の家族等からの相談を受付け福祉サービスの利用援助、各種情報提供、専門機関の紹介などの支援を行う。虐待事案及び多問題事例などの専門的な支援を要する困難ケースに対応する。相談支援事業所に対する助言や関係機関とのネットワーク体制の構築を行い相談支援体制を強化することで圏域の課題解決を行う。 ・相談支援件数 R6：19,952件	現状維持	相談・支援件数は増加傾向にあり、基幹相談支援センターが浸透したことが要因として考えられることから、今後も基幹相談支援センターの周知を行っていく。 相談・支援件数の増加に対応するため、令和6年度に基幹相談支援センターの人員体制の見直しを行った。依然として件数は増加傾向にあるため、将来的な人員体制について引き続き検討していく必要がある。	「障がい者基幹相談支援センター」における相談件数 (No. 21)
96	こども家庭課	●街なか子育てひろば事業 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行なう場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行なう事業。保護者の子育てに対する不安や悩みの解消、地域における親・子の成長を支援することを目的とする。 ・街なか子育て広場利用者数 R6：21,261人	現状維持	今後も交流の場を提供するとともに、育児講座や育児相談を行う。	-

No	所管課	令和6年度実施状況	令和7年度事業方向性	問題点や今後の事業の方向性と課題	成果指標
97	こども家庭課	●地域子育てひろば事業 子育て支援活動の実績のある団体や市民との協働により、乳幼児親子が身近な地域でいつでも利用でき、親子の交流や相談などができる場所を提供し、子育て不安の軽減や子育てしやすい環境づくりの充実を目指して、市内4箇所の子育て支援センターを民間の団体に委託して実施する。 ・穂波・庄内・額田・筑穂の利用者数 R6:19,762人	現状維持	今後も交流の場を提供するとともに、育児講座や育児相談を行う。	「家庭児童相談室」における相談件数(No. 22)
98	生活支援課	●生活困窮者自立相談支援事業 生活保護受給者以外の生活困窮者（失業者、多重債務者等）からの相談に対応する窓口を常設（市役所本庁4階 生活自立支援相談室）する。生活困窮者を早期に発見し、状況把握、自立支援のためのプラン策定、関係機関（社会福祉協議会、ハローワーク、法テラス等）へのつなぎ等により、生活困窮者の自立促進を図る。 ・新規相談受付件数 R6: 230件	拡充	生活困窮に関する悩みを抱えていても相談に至っていないような潜在する相談ニーズに対応するため、生活自立支援相談室で実施している就労支援や家計改善支援、就労準備支援などの相談支援員の資質向上を図るとともに、相談室の利用を促進するため事業の周知に努める。	「生活自立相談室」における相談件数(No. 23)

基本目標3	つながるしくみづくり	《主な関連施策》
活動目標(2)	包括的な支援体制の構築	1. 苦情相談への適切な対応 2. 福祉サービスに係る職員研修の実施
具体的な取組②	福祉サービスや支援の一層の充実	

《具体的な取り組み》

- 地域包括支援センター等の各種相談窓口でのサービスに関わる苦情相談の対応の充実を図ります。
- 虐待等の心配がある児童の早期発見や適切な保護に努めます。
- 福祉サービス事業所職員等に対する研修の充実を図ります。
- サービスを利用する際には、第三者評価制度による評価内容を活用して事業者を選択するよう住民へ啓発します。

No	所管課	令和6年度実施状況	令和7年度事業方向性	問題点や今後の事業の方向性と課題	成果指標
99	人事課	●市職員福祉意識向上研修（手話研修） 手話をはじめ、様々な手段によるお互いの意思疎通を図る能力の向上、聴覚障がいを有する講師との交流を通じて、障がい者に対する理解を深めるとともに、適切な合理的配慮を提供できる職員の育成を目指し、手話研修を実施した。 窓口応対等の場面において、市民（聴覚障がい者）の方による手話をある程度理解し、また手話での簡単な応対や手話に精通した職員への引継ぎができるよう、窓口応対シミュレーション習得講義をR5年度より拡充し、より日常業務においてのコミュニケーションとしての活用に努めた。 また、講師については関係団体へ依頼するとともに、嘉飯圏域定住自立圏域事業として実施する等、地域で支えあい、互いに尊重しあう共生社会の実現へ向けて、市職員の福祉意識の向上を図った。 ・実施回数：全7回 ・講師：飯塚市聴覚障害者協会 ・受講者数：19名	現状維持	講座内容等を毎年度講師と調整し、より充実した講座の実施および業務での活用向上に努める。 手話を学び続けてもらうための手法の検討	-
100	保育課	●保育所職員研修の実施 ①オンライン研修も活用しながら、職員資質の向上に資する研修へ参加した。 ②私立保育園等29園に対し、保育士の資質向上のための研修・実習費として児童の定員に応じて助成を行った。	現状維持	保育士の資質向上のために、研修参加を希望されるが、研修のために担任保育士が保育現場を離れた場合の代替保育士が確保できず、研修参加を断念する保育士もある。保育士不足が懸念される。 今後もオンライン研修等を含め、研修の体制を維持できるよう助成を継続して行う。	-
101	高齢者支援課	●苦情相談への適切な対応 地域包括支援センター業務にかかる苦情相談等への対応について、委託仕様書において、苦情等に対応する体制整備、再発防止に努めることや速やかな発注者への報告を定めており、市へ苦情相談が寄せられた際には、高齢者支援課より地域包括支援センターへ聞き取りを行い、相談者への説明や地域包括支援センターへの指導を行った。	現状維持	地域包括支援センターの利用にかかる苦情相談への適切な対応については、市内11箇所に設置している委託地域包括支援センター及び高齢者支援課との連携により、引き続き実施していく。	-
102	介護保険課	●介護給付等適正化事業 国の基準に基づき、要介護者の状態に応じた介護サービスの提供が行われるよう、以下の適正化事業を実施した。 ・事業所訪問調査 運営指導 44事業所（市単独）、8事業所（県との合同） ・地域密着型サービス事業所集団指導 1回（サービス10種類） ・ケアプランチェック 285件実施（サービスプラン含む） ・縦覧点検 2,918件（R7年3月分未確定）	現状維持	事業所により制度の理解度の状況にばらつきがみられる。昨年度に引き続き対面での集団指導を実施し、理解度及びサービスの質のさらなる向上を目指す。	-
103	生活支援課	●ケースワーカー等の資質向上 令和6年度は社会福祉主事資格認定通信講座を4名が受講した。県の行う新任ケースワーカー研修（13名）、新任査察指導員研修（1名）を受講した。また、所内研修（年2回）を実施することによりケースワーカー等の資質向上を図った。	現状維持	人事異動等によりケースワーカー等の入れ替わりがあることから、毎年継続して各種研修への参加を促進し、所内研修の充実等に努め、ケースワーカー、査察指導員の資質向上を図り、更なる福祉サービスの向上を目指す。	-
104	市民活動支援課	●飯塚市消費生活センター相談事業 消費生活相談員による消費者トラブル全般の電話・来所相談を実施。また、啓発講座や啓発物の配布を実施。 ・相談件数 1,230件	現状維持	消費者からの相談件数は年々増加傾向にあり、通信販売のトラブル、特にSNSからの誘導による契約の相談が多く寄せられている。そういう案件を、解決に導くための相談員のスキルアップを図っていく必要がある。 また、悪徳商法などの高齢者、障がい者をターゲットにされる詐欺行為についての注意喚起及び啓発を、さまざまな場所で行なっていき、トラブルの未然防止に努める。	-

基本目標3	つながるしくみづくり
活動目標(3)	安全・安心な暮らしを守る活動の推進
具体的な取組①	権利擁護体制の充実

《主な関連施策》	3. 虐待防止体制の充実
1. 成年後見制度等の周知 2. 市民後見人の養成	

《具体的な取り組み》

- 関係機関と連携し、地域において、権利擁護に関する支援が必要な人の発見に努め、速やかに必要な支援につなぎます。
- 地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、社会福祉協議会・権利擁護センターと連携して、成年後見制度等の関連制度の周知と利用促進を図ります。
- 権利擁護を市民参画で進めるため、市民後見人の養成に取り組みます。
- 関係機関等のネットワークを活用し、判断能力の低下に伴い権利擁護が必要な人などの利用ニーズを早期に把握し、早期支援に努めます。
- 成年後見人制度に関する事務の迅速化や関係機関との連携強化に努めます。
- 制度利用に係る費用を負担することが困難な方に対しても、その費用の全部または一部を助成します。
- 施設・事業者、保健・医療関係機関、教育関係機関、警察、法律関係者、民間団体などと連携し、障がいや認知症のある人など、乳幼児から高齢者までの虐待防止体制の充実を図ります。
- あらゆる人の人権擁護に向け、DVや虐待の防止に向けた取り組みを推進するとともに、被害に悩む人を救済するための取り組みを進めます。併せて、虐待を行った主体の背景を探り、根本的解決を目指します。

No	所管課	令和6年度実施状況	令和7年度事業方向性	問題点や今後の事業の方向性と課題	成果指標
105	高齢者支援課	●市民後見人の養成 事業実施なし	現状維持	本市での市民後見人の養成に関しては未定であるが、今後後見人養成のための研修等、機会があれば検討する。	-
106	高齢者支援課 ／社会・障がい者福祉課	●成年後見制度等の周知 《高齢者支援課》 市報11月号に成年後見制度について掲載するとともに、パンフレットを窓口配架した。 地域包括支援センターにおいて相談者に対し、周知を行った。 福岡県社会福祉士会が主催する成年後見相談会について後援し、事業周知を行った。 《社会・障がい者福祉課》 成年後見制度のパンフレットを窓口配布した。	現状維持	《高齢者支援課》 将来的には認知症高齢者等のますますの増加が想定されるため、成年後見をはじめとする権利擁護全般において周知・啓発に努めていく。 《社会・障がい者福祉課》 引き続き、窓口等で成年後見制度についての周知啓発を行う。	-
107	高齢者支援課 ／社会・障がい者福祉課	●成年後見制度利用支援事業 《高齢者支援課》 成年後見制度の利用に必要となる費用を負担することが困難な高齢者に対して、申立費助成3件、報酬助成3件を実施した。また、成年後見制度の適用が必要であるにもかかわらずその申立てが困難である者について、老人福祉法等の規定に基づいて5件の市長申立てを実施した。 《社会・障がい者福祉課》 ・2件	現状維持	《高齢者支援課》 認知症高齢者の増加などにより、成年後見制度利用の需要は益々増加することが見込まれている。このような中、高齢者の権利擁護が適切に図れるよう、事務の迅速化や関係機関との連携強化を図る。また、制度利用に係る費用を負担することが困難な方に対してもその費用の全部又は一部を助成する。 《社会・障がい者福祉課》 引き続き、必要に応じて市長申立を行う。	市長申立て数 (No. 27)
108	高齢者支援課 ／社会・障がい者福祉課	●高齢者・障がい者への虐待防止及び消費者被害防止のための啓発 《高齢者支援課》 地域福祉ネットワーク委員会会議にて、全国的または市内で問題となっている消費者被害について情報提供を行うとともに、市報5月号に高齢者虐待及び消費者被害に関する情報を掲載した。 《社会・障がい者福祉課》 パンフレットやガイドブックの作成配布	現状維持	《高齢者支援課》 会議や広報等で適切に情報発信を行うとともに、民生委員や関係機関との情報共有を行い連携を深めていくことで、早期発見・早期介入に努める。 《社会・障がい者福祉課》 パンフレットやガイドブックの作成配布	-
109	社会・障がい者福祉課	●障がい者基幹相談支援センター 嘉麻市、桂川町と共同で「障がい者基幹相談支援センター」を設置し、虐待防止センターとして、専門的職員による虐待事案への相談や対応を実施した。 ・虐待対応検討会議 52回	現状維持	虐待通報件数が増加しているため、対応が遅れないよう緊急性の判断を適正かつ迅速に行う必要がある。	-

基本目標3	つながるしくみづくり
活動目標(3)	安全・安心な暮らしを守る活動の推進
具体的な取組②	災害時支援体制の充実

《主な関連施策》	3. 避難行動要支援者の把握、要支援者情報の管理・共有体制の整備
1. 自主防災組織の設置及び活動への支援 2. 避難行動要支援者及び避難所における要配慮者に対する支援対策	4. 避難行動要支援者名簿、個別避難計画の整備

《具体的な取り組み》

- 住民の防災意識を高めるよう、防災講座や広報紙などを通じて防災や減災についての情報提供や啓発を充実させます。
- 自主防災組織に対して、組織の運営や避難訓練の実施等を支援します。また、自主防災組織未設立の自治会に対し、設立に向けた支援を行います。
- 福祉避難所の運営について、災害時の円滑な避難を可能とする体制を整えます。
- 災害時に連携可能な組織や団体との協力関係を築きます。
- 移動が困難な人が避難所へ避難する際の移動手段を検討します。
- 個別避難計画を作成します。
- 避難所での盗難や性的犯罪などが生じないよう、防犯対策を講じます。
- 介護が必要な高齢者、障がいのある人が安心して避難所で滞在できる環境づくりを講じます。

No	所管課	令和6年度実施状況	令和7年度 事業方向性	問題点や今後の事業の方向性と課題	成果指標
110	防災安全課	<ul style="list-style-type: none"> ●自主防災組織の設立・強化支援 (片島地区、鯰田地区、菰田地区、飯塚東地区、飯塚地区、立岩地区、幸袋地区、筑穂地区、庄内地区、穎田地区、若菜地区、二瀬地区、<u>上三緒第4自治会</u>、太郎丸2区自治会、西横田自治会、口原自治会、北古賀自治会、鎮西地区防災部、鳥羽自治会、花咲台自治会、津原自治会、建花寺地区自主防災会、中三自主防災会、高雄区自主防災会、八木山自主防災会、楽市自治公民館自主防災会) *新たな自主防災組織の設立なし。 平成28年度から自主防災組織設立の一助として『地域防災リーダー研修』(全6回)を実施。 令和6年度についても、平日コース(全3回 13時間)、土日コース(全3回 13時間)の研修を実施。 自治会などの防災研修においても、自主防災組織の重要性を説明している。 	現状維持	今後も引き続き自治会などの防災研修において、自主防災組織の重要性を説明していく。 自主防災組織設立後の支援についての検討。	自主防災組織力バー率(自主防災組織のある地区の世帯数/総世帯数)(No.29)
111	防災安全課	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所やハザードマップの周知 国、県の浸水想定が見直されたことを受け、最新の浸水想定区域と土砂災害特別警戒区域等を掲載し、あわせて防災情報を掲載した冊子版ハザードマップを作成し、平成31年度4月に全戸配布を行った。 市民周知を図るとともに、本冊子を自治会や学校での防災研修や防災教育で活用し、併せて重ねるハザードマップ(国土地理院作成のオンラインハザードマップ)を利用することで、最新の情報の取り方についても説明している。 	現状維持	作成したハザードマップや重ねるハザードマップを用いて防災研修を行い、防災意識の啓発を図っていく。	-
112	防災安全課	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉避難所開設運営訓練事業 目標である福祉避難所の開設・運営訓練の実施が未実施。 	現状維持	災害発生時に避難行動要支援者が安心して避難生活ができる体制整備を目指していく。	-
113	高齢者支援課 /社会・障がい者福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時要支援者の把握・情報共有 民生委員等の協力により地域の高齢者や障がい者等の実態調査を実施し、避難行動要支援者名簿を整備した。また、行政と地域とで情報共有するため、自治会長及び民生委員に情報提供を行った。 ・災害時要支援者 4,379人 ・災害警戒区域居住者 浸水想定区域内 1,222人、土砂災害警戒区域内 176人 	拡充	<p>《高齢者支援課》 名簿登載人数が他市と比較して非常に多く、真に支援を要する者とそうでない者が混在している状況にある。名簿登載要件の見直しを行うことで、対応可能な人数に近づけていく必要がある。</p> <p>《社会・障がい者支援課》 民生委員等の協力により地域の高齢者や障がい者等の実態調査を実施し、避難行動要支援者名簿を整備した。また、行政と地域とで情報共有するため、自治会長及び民生委員に情報提供を行う。</p>	-
114	社会・障がい者福祉課 /防災安全課 /介護保険課	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい等に応じた避難支援 《社会・障がい者福祉課/介護保険課》 災害時ストーマ装具の保管 ストーマ装具の保管を希望する方を対象に、災害時に備えて、1~2週間分の自己所有のストーマ装具の一時保管を行っている。保管場所は、本庁・各支所の5か所とし、利用者が希望箇所を選択して、市が一括保管し、災害発生時には各保管場所より対象者のもとへ配付できるようにしている。 ・本庁2名 ・穂波1名 ・筑穂0名 ・庄内0名 ・穎田0名 計 3名分 保管 	現状維持	<p>《社会・障がい者福祉課》 災害時ストーマ装具の保管 今後もストーマ装具の保管を希望する方を対象に、災害時に備えて、1~2週間分の自己所有のストーマ装具の一時保管を行う。</p>	-

基本目標3	つながるしくみづくり
活動目標(3)	安全・安心な暮らしを守る活動の推進
具体的な取組③	防犯体制の充実

《主な関連施策》
1. 消費生活センターとの連携
2. 防犯意識の啓発(少年相談センターによる非行防止事業)

《具体的な取り組み》
○消費生活センターと連携し、悪徳商法等からの消費者保護に関する情報提供や啓発、相談等の充実に取り組みます。
○市民の防犯意識高揚を図るため啓発活動を行います。
○地域における地域防犯活動の支援に取り組みます。

No	所管課	令和6年度実施状況	令和7年度 事業方向性	問題点や今後の事業の方向性と課題	成果指標
115	市民活動支援課	<ul style="list-style-type: none"> ●飯塚市消費生活センター相談事業 消費生活相談員による消費者トラブル全般の電話・来所相談を実施。また、啓発講座や啓発物の配布を実施。 ・相談件数 1,230件 	現状維持	<p>悪質商法が多様化しており、さらなるトラブル増加が想定される。 特に高齢者に対する啓発活動を強化する必要があり、令和6年度も各地でくらしの講座を開催した。今後も被害防止のため啓発を継続する。 また、飯塚市では消費生活センターを中心に、飯塚市消費者見守りネットワーク協議会を設置しており、飯塚警察署、飯塚市社会福祉協議会、飯塚市関係課等で構成されている。今後は、消費生活上特に配慮を要する消費者(高齢者、障がい者等)の見守りについて、構成団体との連携を強化していく。</p>	相談件数 (No. 31)
116	市民活動支援課	<ul style="list-style-type: none"> ●消費生活センターとの連携 ・くらしの講座実施回数: 16回 ・参加人数: 414人 ※出前講座は降雪による中止あり。 	現状維持	くらしの講座・出前授業については、ニーズが高く、今後も要望に応じ実施していく。	-
117	こども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> ●少年相談センターによる相談受付 子どもや保護者からの電話・来所による相談に応じ、適切な助言指導を通じて青少年の非行防止・健全育成を行った。 ・電話相談件数 1件 ・来所面接相談件数 2件 	現状維持	少年相談センター職員と市が委嘱した補導委員との連携強化を図り、補導・見守り活動、相談活動、有害環境浄化活動、広報啓発活動等を通じて青少年の非行防止や健全育成に努める。	-

No	所管課	令和6年度実施状況	令和7年度 事業方向性	問題点や今後の事業の方向性と課題	成果指標
118	こども家庭課	●飯塚少年相談センター・少年サポートセンター・家庭児童相談室等の連携 青少年の非行防止・健全育成について、飯塚少年相談センターで対応できない部分における少年サポートセンター・こども家庭相談係等との連携強化を図った。 【少年相談センター】 ・電話相談：1件 来所面接相談：2件 【家庭児童相談室】 ・子どもなんでも相談 42件、家庭児童相談 世帯379件（延べ 4,434件） ・母子・父子相談 455件 ・ヤングケアラー相談 7件	現状維持	今後も継続して実施する。	-
119	教育総務課	●青色回転灯装着車パトロール 市内小中学校を5巡回区に分割して、6月から月2回、15時から17時の間、職員2人1組で、青色回転灯装着車によるパトロールを行った。	現状維持	青色回転灯装着車パトロールによる子どもの見守りを継続して行う。	-
120	教育総務課 ／生涯学習課	●子ども安全対策 《教育総務課》 「子ども110番の家」ステッカーを各学校のPTAを通じて、168枚配布した。 ・「子ども110番の家」登録件数、1608件 《生涯学習課》 小中学校区における子どもにとっての危険箇所や施設改善を要する箇所に関する各小中学校PTAの調査結果を市小中学校PTA連合会安全調査委員会において集約し、教育委員会へ報告を行った。	現状維持	《教育総務課》 子ども110番の家の登録者数の促進・ステッカーの配布を継続して行う。 《生涯学習課》 危険箇所や施設の改善に寄与する活動を継続し、児童・生徒が安全安心に過ごすことができるよう努める。	-

基本目標3	つながるしくみづくり
活動目標(3)	安全・安心な暮らしを守る活動の推進
具体的な取組④	再犯防止の推進

《主な関連施策》	
1. 生活困窮者自立支援事業による支援の推進	3. 保護司会と連携した支援の推進
2. 社会を明るくする運動の推進	

《具体的な取り組み》

- 再犯防止に対する取り組みを総合的に進めます。
- 出所者に対して、住まいや就労に係る相談を社協と連携して進めるとともに、必要に応じて生活困窮者自立支援事業をはじめとする保健医療・福祉的支援につなげます。
- 保護司等と連携した活動に取り組みます。
- 犯罪や非行防止と更生に関する住民の理解を促進するため、関係機関、地域の関係団体と連携し、広報・啓発に取り組みます。
- 社会を明るくする運動を推進します。

No	所管課	令和6年度実施状況	令和7年度 事業方向性	問題点や今後の事業の方向性と課題	成果指標
121	防災安全課	●保護司会と連携した活動の取組み 保護司会と社会を明るくする運動の推進として、本庁正面玄関前でチラシなどの配布の啓発活動を行った。 また、市内の商業施設でもチラシ等を配布し活動の周知啓発を行った。 自治会連合会の会議で保護司について保護司会の会長より説明を行い、保護司や活動についての周知を行った。	拡充	保護司の高齢化やなり手不足などの問題があるため、保護司についてや再犯防止に向けた取り組みなどの啓発活動を保護司会とともに行う。今後も引き続き啓発活動をする際には、イベントや行事などの際にアピールをすると取り組みを行っていく。	-